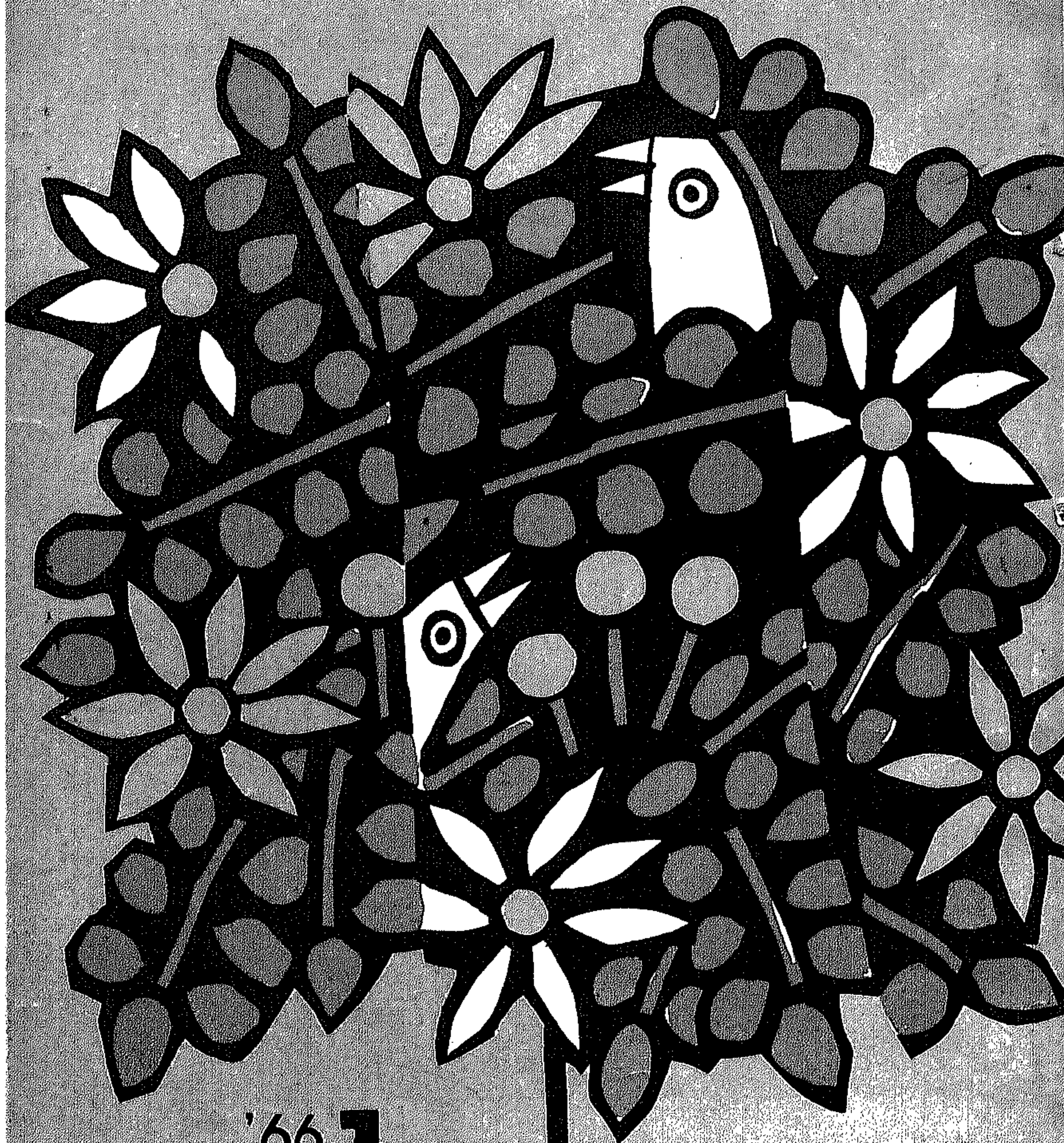


昭和34年5月30日第三種郵便物認可 昭和34年1月5日発行（毎月1回5日発行）第14巻 第1号（通巻111号）

婦人と年少者



'66 1

新刊 家庭教育学級・PTAの話題！

親子のめざす

B 6 判
¥ 4 0 0

玉城 肇

(愛知大学教授)

未来と人間

現代っ子をたしかな未来の社会人に育てるには？そして親自身は老後にむかってどういう生きがいを作り出していくか 現代家庭の切実な問題をきびしくユーモラスに説いた新親子論

同じ著者による

姉妹書〔新版〕

親子の求める愛と道德

B 6 判 ¥ 3 0 0

近刊

女が働くということ

西 清子

—技術革新下の婦人労働問題入門—

仕事か家庭かの悩み。技術革新下の婦人労働者、共稼ぎ、中年再雇用の問題など、現代の働く女性をとりまく状況と変化、その中で考え生きる姿勢を暖かく女性に語りかける新しい婦人労働問題の入門書。

予価450円

テレビ・ラジオの話しあい法を加えて増補改訂

新版 話しあいの理論と実践

三井為友 (都立大学教授)

B 6 判 ¥ 3 5 0

＊調査し・研究し・そして出版する生活科学調査会＊

好評発売中

家庭はどう変わる

〈生活の科学9〉

— 現代生活の中の「家庭学」提唱 —

一番ヶ瀬康子 岡山礼子 小川信子 宮崎礼子 樋口恵子 他

変貌する社会のなかで「家庭」はどう変えられているか、そのメカニズムを生活現象から掘りおこし、ではどう変えなければならないかを、先進諸外国の家庭政策の展望を加えて、鋭く迫った画期的な共同研究の著作。

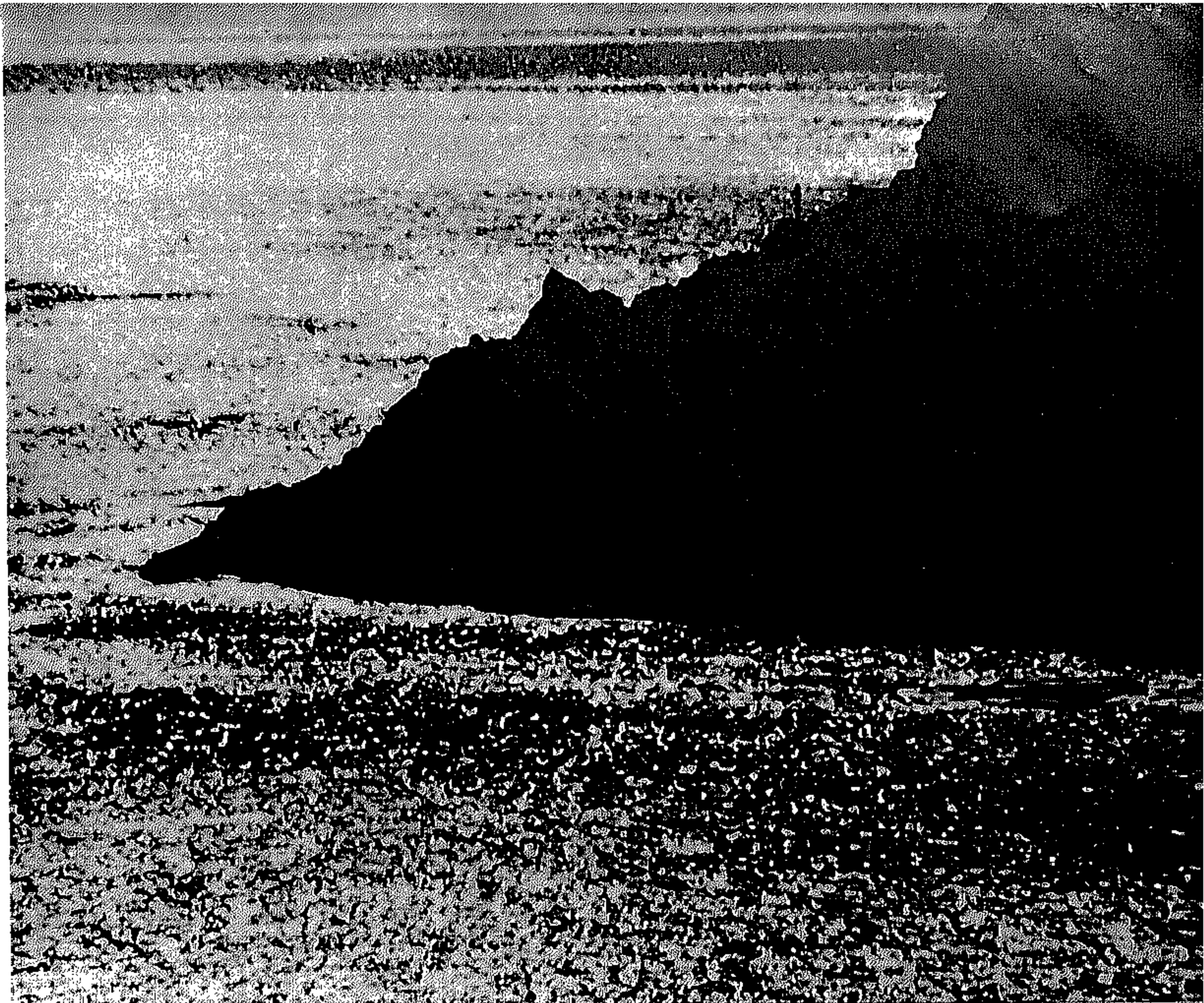
A5 判 資料豊富 270ページ ¥650

東京都文京区駒込上富士前町5 生活科学調査会 振替口座東京48766

賀 春 1966



《少年植字工》



《精密組立作業》

婦人と年少者 十四卷一号 目次

一九六六年をむかえて……………高橋展子 2

農村における出稼ぎと主婦の立場……………松原治郎 5
山本英治

農村地区担当婦人少年室協会の設置について……………木下雪江 10

出稼労働問題とその対策……………守屋孝一 12
農業労働力流出と婦人労働……………阿部和子 15

たくましき農村婦人像……………佐藤安次郎 18
農村婦人問題連絡会議から……………労働省婦人課 20

ILO婦人労働問題コンサルタント会議に出席して……………多田とよ子 24
わが社のカウンセリング活動……………佐藤勝重 26

農村で働く年少者のこえ

(働く年少者の生活文から)

* 僕は農業に生きる……………鈴木一二 28
* 一生をかけた賭……………西岐千佐子 29

(資料)(室)

農家主婦の賃労働について……………81
女子大学卒業者の就職状況……………88
婦人に関するうごき……………86
資料ダイジェスト……………89

婦人労働関係資料の紹介……………表紙
女子の就業者と完全失業者数・平均現金給与額……………8

◇くすかこ(略号について)

◇新刊紹介

◇婦人少年局ニュース

表紙・扉

塚谷政義

表紙

8 40 80

表紙

8 89 88 86 88 81

表紙

8 89 88 86 88 81

表紙

8 40 80

表紙

8 89 88 86 88 81

表紙

8 40 80

表紙

8 89 88 86 88 81

表紙

8 40 80

表紙

8 89 88 86 88 81

表紙

8 40 80

表紙

8 89 88 86 88 81

表紙

8 40 80

表紙

8 89 88 86 88 81

表紙

8 40 80

表紙

8 89 88 86 88 81



1966年をむかえて

—— 婦人少年問題の展望 ——

労働省婦人少年局長

高橋 展子

私は先般はからずも、谷野前局長のおとをうけて、婦人少年局長に任せられました。微力ではございますが、婦人少年行政の進展のために、あらゆる努力をかたむけて、働いてまいりたいとねがっております。

婦人少年局が生まれてからすでに十八年を経過しているのですが、昭和二十二年の九月、労働省の設置とともに、婦人や年少者をまもり、その地位を高めるという任務をもったこの局が発足しましたことは、わが国が民主的な近代国家として前進しようとする姿勢を公的に示すものとして、ひろく社会から大きな期待をよせられたのでした。従来、初代の山川局長をはじめ藤田局長、谷野局長は、そうした社会の期待にこたえながら、婦人少年行政という全く未開拓な行政の分野に、新しい途をおつけになり、多くの調査活動や啓蒙活動によって婦人問題の解決をはかられ、また婦人や年少者のための新しい施設やサービスをはじめられるなど、涙ぐましいほどの努力を続けられてきました。今日では、この行政の基礎も固まり、広い面にわたって婦人や少年をまもる役わりをはたすものとして、各方面のご支援を得るに至っていると考えられます。

歴代の局長の、そうした大きな、また困難であった数々のご実績を思い、またますます重要になってきている婦人少年局の任務を思い、また、私は責任の重さをしみじみと痛感しております。

さて私は、昭和二十二年の秋、日本社会の民

主化という大きな動きのなかに、自分もなにかしかのお役に立つことができれば、と考えて、発足後間もない婦人少年局に籍をおいたのですが、この二十年近い歳月をふり返ってみますと、日本の社会のめまぐるしい変化にともなって、婦人少年問題もずいぶんと変貌をつづけてきました。

なんと申ししましても、婦人少年局の発足当時は、日本の社会は戦争による疲弊と戦前からちとされた古い体制——しばしば封建性といばれましたが——の圧迫のなかにあって、なかなか近代化がすすまず苦しんでおりました。そのなかで、家庭婦人は、物資の不足、重い家事労働、古い人間関係などに悩み、職場の婦人や年少者は劣悪な労働条件に苦しむことが多かったのです。そこでその頃は婦人少年局の仕事も、そのような状態にある婦人や少年をいかにして解放するかということに重点をおいていたようです。また、新しく定められた労働基準法をはじめ、婦人や少年をまもるいろいろな法制について、社会に周知をはかることも、婦人少年局の大きな役わりだったようです。こうして婦人や年少者を社会のなかに正當に位置づけるべく多くの努力がはらわれたのですが、その任務は必ずしも容易ではなく、しばしば局の廃止の声があげられていたのです。

ところが、経済の復興とともに、わが国の社会は次第に近代化の歩を早め、とくに昭和三十年以後の高度成長にともなって、社会の基礎的部分の変化が目立つようになり、また新しい思

潮もようやく根を張るようになって、国民生活全般にわたって、近代産業社会としての性格が強くなり、あらわれるようになってきました。

そうした動きの中で婦人や少年の生活も大きくかわって来ました。今日では、家庭においては、電気器具等の普及や、家族規模の縮小などによって家事労働は大幅に軽減され、また人間関係も一般に明るくなり、主婦の座はかなり高く位置づけられるようになっていきます。婦人の職場進出はめざましく、その平均年齢も高くなり、また有配偶者が多くなるなど、近代的な雇用パターンが形成されつつあります。年少労働者はいまやひっぱりだこであり、その労働条件もずいぶん改善されています。あるいはまた、女子の教育水準のめざましい向上とともに、一般に家庭・職場・社会における婦人の発言権や発言力は格段に大きくなっています。

こうして、私共がかつて、あれほど希求した「近代化」は歩みと達成されてきたのです。最近では、近代化そのものが、婦人や少年の生活にあたりし問題をはきおこしているようです。すなわち、婦人や少年の生活は一般的には明るいものとなっておりますが、生活様式や就業構造の変化、技術革新の進行や消費経済の進展などは、出生率の低下や家族構成の単純化、あるいは人間関係の変化などといまっ

う。農村では労働力のはげしい流出にもなっており、今や農業の責任は大幅に婦人に課せられ、さらに夫の出稼ぎによる家族崩壊の危険さえ生まれてきています。都市では既婚婦人の就労が目立っていますが、家庭責任、とくに子供の養育と職業生活との両立という問題に苦しんでおられます。また年少労働者は、売り手市場のなかであって、安易な離職職をするものが多いなかで、勤労意欲を失い、人間性を疎外されがちな状態にあることが指摘されています。

このように、二十年前とはかなりちがった次元の問題が多様に発生してきており、最近の婦人少年問題は、少なくとも観念的には、工業社会に共通してみられる近代的な性格をもっているようです。

しかし反面、実生活の面では、きわめて日本的な特徴が存在していることはいうまでもありません。戦前の日本社会を支配した男性中心の思想や制度慣行はなかなか根強く残っており、また年功序列賃金に代表される身分的な労働慣行もなかなか払拭されない状態のなかで、農村では足入れ婚がいまだになくならず、職場では責任ある地位への女子の進出は阻まれることが多く、また年少労働者はともすれば将来への希望をひしがれやすいのです。

このように、婦人少年の問題は、旧来の古いものもかかたまま、きわめて新しい局面にはいつており、その性格はまことに複雑になってきているということができましよう。この複雑

な婦人少年問題に科学的な分析を加え、現時点における婦人の地位の向上、婦人・年少労働者の福祉増進ということの方向をあきらかにし、その実現のための方策をすすめていくことが、今日の婦人少年局の任務であるといえましよう。その意味で婦人少年局の仕事はますます複雑になり、また画一的観念的なものにかかわって、個別的現実的なものが求められてきていると考えられるのであります。

そこで婦人少年局の仕事ですが、婦人少年局の仕事は、他の行政機関のように、強制力をもって法律を施行していくというやりかたではなく、婦人や年少労働者の問題について、主に調査や啓蒙のはたらきを通して、社会の理解をふかめ、向上をはかっていくところに特色があります。このため時には婦人少年問題の解決という点で隔靴搔痒のもどかしさを感じさせることもあります。けれども、およそ世の中のことには、どのように、精巧な法律や制度がとり入れられ、強制力をもってすすめられたとしても、それをうけとめ支えてゆく人たちの考えかたや、社会的諸条件が実って来なければ、法が意図する段階にはすすみ得ないことでしょう。婦人少年局の仕事は、この意味で、法の枠を支える人々の思想や社会的条件を育ててゆく推進力としての役割を果たしてゆくところに、その意義があると考えられるのです。

婦人少年局の仕事は、具体的には、地方の婦人少年室を通してすすめる業務と、都道府県を通してすすめる業務とにわかれます。

婦人少年室は婦人少年局の直接の出先であつて、国家機関です。婦人少年室を通してすすめる業務の主なものには調査と啓蒙ですが、国の出先としての婦人少年室を通して、全国同一基準によつて調査や啓蒙活動を行ないうることは、婦人少年局の行政の大きな特長であると考えられます。なお調査については、労働基準法のなかの女子年少者に特殊の規定の施行に關して、事業場に立入調査を行なうことが法律によつて認められております。今までに数多くの実態調査や意識調査が行なわれてきましたが、いずれも全国的視野に立つて、日本の婦人や少年の問題を明らかにしようとするものです。啓蒙活動としては、例年、婦人週間、働く婦人の福祉運動、働く年少者の保護運動等のキャンペーンを行なうほか、常時活動としても、婦人の地位向上、女子年少労働者の保護のための啓蒙につとめていますが、この場合も、個々の人々の教育や保護とはちがって、国家的レベルで婦人少年問題についての新しい理念をうち出して、社会の人々にひろく理解を得ようという姿勢で仕事をすすめております。その点で文部行政や厚生行政に一線を画しているのです。

さて婦人少年室を通じてすすめる業務は、右に述べたような性格をもっておりますので、いわゆる住民福祉という分野での具体的なサービスを行なうのには適しません。そこで、そのような目的のためには、都道府県を通して仕事をすすめることとなります。これは国が補助金を出して地方公共団体の行なう特定の業務を援助

するものです。このルートによつて、働く婦人の家や、勤労青少年ホームが各地に設置され、また家事サービス職業訓練施設、内職相談施設が多くの都市で運営されております。

さらに、婦人少年局では、政府機関の手のとどかないようなサービスを、民間が自主的な立場ですすめることを勧奨援助することによつて、婦人や少年の福祉の増進をはかつております。さいわいに民間のご理解を得ることができまして、ホームヘルプ制度という画期的なサービスも実現をみましたし、年少労働者福祉員制度・産業カウンセラー制度などもどんどん進展しております。

なお忘れてならないのは、婦人少年室協働員の制度であります。婦人少年室協働員は、民間の有志のかたがたで、婦人少年室の業務を援助して下さるかたがたです。このかたがたのおはたらきのおかげで、婦人少年室の業務は地域に浸透し、また地域からの生の情報の収集が可能になり、さらに売春問題や未亡人の就職問題、農村婦人の問題などの相談業務がすすめられております。協働員は、各地方の男女有識者のなかから、労働大臣たちが委嘱しますが、現在三千五百人のかたがたが全国各地で活躍して下さっております。

さて今年は婦人が参政権を行使してからちょうど二十年にあたります。この年月の間に婦人の生活に大きな変化があったことは前にものべたところですが、二十周年を機として、婦人の地位について再検討し、今後とられるべき方策

を考えることは意義が深いものと思われまふので、今年は、婦人の地位国内委員会を中央において開催したいと考えています。また、ますます重要になってきている中高年婦人の雇用問題をめぐつて、総合的な方針の樹立もいそぎたいものと考えます。内職工賃適正化対策や農村の出稼家庭対策の具体化も今年の課題でありますし、勤労青少年ホームの増設はまさに時代の要請であると存じます。

私といたしましては、各方面との連絡を緊密にしなが、本年の課題にとりくんで努力してまいりたいと、年頭に当たつて想いを深くするものでございます。

かねてより婦人少年局のためにお与え下さいました強いご支援とご指導を、この後とも、たまわりますよう、切におねがひいたす次第でございます。

新年おめでとう

ございます

本年も一層の御指導と御援助をお願い申し上げます。

昭和四十一年一月

婦人少年協会

会長 平林たい子
事務局長 西垣 実
編集長 熱田 優子
庶務部長 石田 茂

農村における出稼ぎと主婦の立場

松原

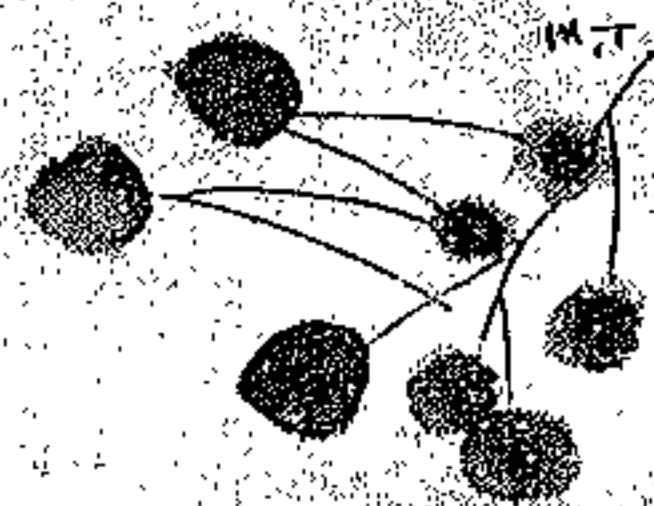
治郎

(東京女子大学助教授)

山本

英治

(新生活運動協会)



1

出稼ぎが社会問題として大きな反響を呼ぶようになったのは、たしか昭和三六年頃からであった。もちろん、日本の農村には、以前から伝統的に出稼ぎがあったし、それはそれなりに問題ももっていた。しかしながら、最近のそれは以前のものとはだいぶ様相を異にしている。つまり三六年頃からの傾向として強まってきたのは、農家の経営主やあとつぎとみなされる人びとまでが、大量に、しかもかなり長期にわたって出稼ぎに行くことであって、こうなると問題は、これまでとは比較にならないくらい深刻であって、量的にはかりでなく質的にも深まってきたといつてよい。こうして今日の出稼ぎについて、それまでしなくてはならなくさせた農

業構造の問題、出稼ぎを出したあとの農業や農村社会や農村家庭の問題、さらには出稼ぎ先の就業条件の問題等々、追求すべき幾多のことがらをはらんでいるけれども、ここではもっぱらそれを残された主婦の立場から考えてみることにしたい。

2

いうまでもなく、日本経済は昭和三〇年を転機として飛躍的に発展し、とくに三四年から六年にかけての高度成長には驚くべきものがあつた。その後も高度成長から安定成長へと呼び名は変わったが、成長の基調には変化がない。もちろんこの間に、農業部門も着実に成長し続けてきたのであるが、それにもかかわらず、他産業との所得格差は年々拡大してゆく一方であつ

た。国民所得全体が、昭和三〇年の六・五兆円から三八年に約二・七倍の一七・七兆円へと飛躍的に伸びたのに対し、こと農業に関しては、一・二兆円から一・七兆円へと、わずかに一・四倍伸びたにとどまったのである。その結果、就業者一人あたりの農業所得は、年率五%の伸びで、三〇年の八・一億円から三八年の一二億円となったにすぎなかった。この間、非農林業所得は二二万円から四〇万円と、年率にして約八%、とくに製造業所得は二一万円から四二万円と約九%も伸びたのであるから、農業と他産業との所得格差はますます大きくなるばかりであった。

この遅れが、農業の生産性の低さによることはいうまでもない。たとえば三八年における一日(八時間)あたりの労働報酬は、米で約一、四〇〇円、牛乳が五三六円、鶏卵にしても一、二五六円にすぎない。密柑は二、八一六円と高いが、これは限られた地域の農家にしかみられないところである。しかも、これらのいずれもが、機械化や農業技術の進歩によってある程度軽減されてきたとはいえ、依然として重労働によって生みだされたものである点を考えるならば、他産業における労働とその報酬にくらべていかにその生産性が低いかうかがえる。また、このように労働の生産性が低いばかりではなくて、農業の場合、年間を通してその労働があるわけではないから、一年に得られる報酬の絶対額は非常に低いものになる。

このように農業は、なおも過重な労働のもと

で、かつ低い生産性の水準におさえられていた。そして、それに農村社会の近代性やそこでの生活の合理化の遅れなどがからみあうから、若年労働力を中心に大幅な農業就業人口の他産業への流出がみられるようになったのも、またやむをえないところであった。もちろん、このような流出は、農業や農村の内的要因だけでなく、経済の高度成長なканずく急激な設備投資の伸びは、それにとまなず大量の労働力需要をもたらしてきた。そして、従来とも労働人口の供給源であった農村に大規模な要請が与えられたわけで、その結果、農家の次三男はいうにおよばず、あとつぎとみなされる人びとまでが他産業にひき出されるにいたった。そしてさらに、今度は農家の経営主までが出かける事態にまでいたったのである。

この傾向は昭和三五年頃から著しくなったが、今日もおおとろえず、先頃発表された一九六五年農林業センサスの中間報告をみても、農業就業人口は、昭和三五年の一、四五〇万人から四〇年の一、一五〇万人と、三〇〇万人も減少している。そのうちとくに男子就業者についてみると、三〇年に七八一万人であったものが、三五年には五九九万人、四〇年には四五六万人といった激減ぶりである。つまり、はつきり言って農業労働は、ますます女子の肩にかかるとようになってきているのである。しかも、これら離村就業者の約八割までが一九歳以下の層によって占められ、新規学卒者のうち農業に就業するものは、最近では高卒者で九%、中卒者

で六%にすぎない。これでは農家のあとつぎすら確保できないわけで、三八年にはあとつぎが農業をやっている割合は、全国農家の二一%とになっている。こうして、わが国の農業労働力の老齢化、女性化はかなり決定的なところになってきており、それだけに農業生産構造や農村社会構造ならびに農村の家庭生活には深刻な悩みがある。

そしてさらに、この問題をより複雑にしているのは、このような農業就業人口の他産業への大規模な流出が、必ずしも農家戸数の減少という結果を示していない点である。農林業センサスは、昭和三五年から四〇年までの間に、農家戸数は約四〇万戸減少し、五六六万戸になったと報告しているが、これとても農業就業人口の減少の激しさにくらべれば、必ずしも大規模だとはいえない。脱農して一家の生活を支えるだけの安定した就業先がないことや、老後の保障の問題、さらに農地さえもってあれば、いかなる時でも最低の生存が確保できるなどの理由が、農家の減少をさまたげているわけで、労働力の質の低下など劣悪な条件をのこしながら、農業にしがみついた農家が依然として広汎に存在しているのである。

それは反面からみれば、いまでは農業だけで生活を維持するのが困難な状況になってきたこととあらわれでもある。最近では二ヘクタールの経営でもギリギリの生活しかできないといわれている。生産性が低い上に、生産資材や生活物資の高騰、それに生活水準の上昇に迫いつこ

うとす消費欲求の拡大、他方で、低い生産性を高めるための農業投資の増大、加えて生産物価格の不安定、などによって農家経営は追いつめられてきている。完全脱農化もしきれず、それでいて農業生産は相対的にますます不利になっていく。この帰結が全農家の四分の三までを兼業農家に追いやったのである。昭和三五年にすでに第一種兼業が三三・七%、第二種兼業が三一・〇%であったが、四〇年には、それぞれが三六・八%と四一・八%計七八・六%にまで達している。

出稼ぎは、こういった状況のなかからもたらされてきた現象である。農業ではますます食えなくなる……生活費の切りつめはできない……とすれば農業以外に仕事をみつけてゆかざるをえない……だが、地元で就労の機会はない……一家をあげて都市に移住して生活できるといふ保障をあたえてくれるものもない……とすれば、たとえ一家離れ離れになって家族生活が破壊されようと、出稼ぎという形態をとらざるをえないのである。

数年前までの出稼ぎは、山村や僻地や半農半漁村からの短期的出稼ぎ、しかもかなり伝統的に専門化したものが主体であった。しかし最近の出稼ぎはそんなものではない。東北や北陸の米の単作地帯を中心とする出稼ぎは、実に大規模な形だといわざるをえない。しかもそれが経営主やあとつぎとみなされる農業の主幹的労働力によるものであり、それも次第に長期化し、春の田植ギリギリまで帰ってこない。時には通

年にわたるような形になってきている。さらにこの傾向が、零細経営の下層農家にだけみられるのではなく、二ヘクタールをこえる上層農家にまで広がってきているというところに、その今日的特質がある。こうなってくると、それが農業生産・農村社会、そして農家生活と各方面に与える影響は甚大で、放置できない問題となる。そして、こうした問題のしわ寄せが、ほとんどといってよいほど、農家の主婦にかかってきているのである。

3

さきにみたように、兼業化の進行にともなうて、農業労働が老人および婦人によって主に担われるようになってきたことは、それだけ農家における主婦の労働が増大したことにほかならない。もちろん、農業技術や機械化の進展ならびに家庭の電化によって、個々の労働の軽減はあった。しかし、労働の総量はむしろ増大してきている。それに家事労働も育児も依然として主婦の負担であることに変わりはない。それだけ全体的にいて労働は重く、過労が顕著にあらわれてきている。たとえば、昭和三八年の労働省婦人少年局の資料によれば、健康者のうち、肩こり・腰痛・神経痛などを訴えるものが約七割にものぼっている。それだけではなく、農繁期の労働のために妊娠中絶をして健康をそこねる傾向もみられるし、また未熟児の出生も多くなってきたという。

なにしる、農業の就業状況からいって、主婦

層の約七割が基幹的労働力として働いており、婦人が従事していない農作業はひとつもない程度である。農作業時間は、普通時に八時間以上働くものが七割、一〇時間以上が二割、農繁期になると一〇時間以上が九割にも達している。それに炊事・掃除・洗濯・育児・その他の家事雑用などの大半は依然として主婦の仕事である。農繁期でもこれらの家事をするものが三割に及んでおり、累積的な主婦の負担が大きいことを示している。したがって睡眠時間は、普通時には六割までが八時間以上であるのに、農繁期になると、ほとんどの主婦が六時間前後になってしまふ。そして反対に自由時間は極度に圧迫され、二時間前後にすぎなくなっている。とくに若い主婦層には自由時間のまったくないものさえあり、彼女たちは読書や子どもと遊ぶ自由時間を強く望んでいる。

このような状況だけに、主婦たちの健康がそこなわれるのも無理からぬところである。主婦たちは、一方でまだ残存しつつける前代的な人間関係のなかで精神的重圧を受けながら、他方、こうして過重な労働に追いやられ、自分自身を高める時間も少なく、子どもの世話も十分にできない状況におかれ、あまつさえ健康までそこなわれようとしている。そしていま、出稼ぎの進行という事態のなかで、長期にわたって完全に男手を失うという、もっとも極端なあらわれ方がでてきているのである。

ここで少し出稼ぎの状況を数字によってたしかめてみよう。第1表、第2表は、農林省の調

第1表 農家世帯員の出稼ぎ状況

区分	年次	実数 (単位 100人)						38年度構成比 (%)	対前年増加率 (%)
		33年度	34	35	36	37	38		
男女年齢別	総数	1,946	1,821	1,748	1,901	2,060	2,980	100.0	144.7
	19歳以下	409	431	344	319	251	330	11.1	131.5
	20～34歳	1,070	981	944	979	1,014	1,360	45.6	134.1
	34歳以上	467	409	460	603	795	1,290	48.3	162.3
	男子計	1,582	1,453	1,411	1,570	1,849	2,760	92.8	149.3
世帯地位別	男子	364	368	337	331	211	220	7.2	104.3
	経営主	484	469	484	621	775	1,310	44.0	169.0
	経営者以外の家族	663	644	636	708	819	1,170	39.3	142.9
就業形態別	その他	799	708	628	572	466	500	16.7	107.3
	農業従事者	1,539	1,366	1,359	1,552	1,774	2,220	74.5	125.1
	農業以外従事者	310	329	279	255	205	760	25.5	265.7
出稼形態別	農業自営	97	126	110	94	81			
	農業非自営								

農林省「農林漁家就業動向調査」による

査で把握されたものだけであって(統計操作上、一か月以上六か月未満の出稼ぎ者に限っている)、これ以外に六か月をこえるものや、職業安定所を通さないうで、縁故者・親類・友人などの勧誘紹介や雇主との直接契約による出稼ぎ者で、この統計に必ずしも乗ってこないものも多く、出稼者の実数は昨年度でも一〇〇万人を超えているといわれた。それはともかくとして、これらの統計

第2表 経営耕地広狭別出稼ぎ者数の進移

年次 区分	実 数 (単位 100人)					37年 出稼率 (%)	37年 前年比 (%)
	33年	34	35	36	37		
3反未満	199	198	154	158	152	0.87	96.2
3～5反	276	252	228	275	282		102.5
5町～1町	708	652	642	680	743	1.12	109.3
1～1.5町	363	344	345	341	403	0.99	118.2
1.5町以上	155	144	175	251	327	1.15	130.2

農林省「農林漁家就業動向調査」による

にあらわれただけでも、出稼者の九割強が男子で、それが圧倒的に経営主とあつたことによつて占められている。しかも階層別には、昭和三年から三六年までは五反～一町層の出稼者が多かったのにくらべ、三七年頃からは、それにおとらず一町以上の各層の出稼者が顕著になつてきた。三七年の対前年度比でみると、五反～一町層では九・三%増にすぎないが、一町～一町五反層では一八・二%増、一町五反以上層では実に三〇・二%も増加し、経営上層への波及はいちじるしい。これらの層の農家すら、農業のみでは経営や生活を維持できない、あるいは

は維持できないと感じるところにまで追いつめられてきたことを示している。そして出稼の期間も、秋の収穫が終わる頃からはじまって、春の農作業が始まるギリギリまでの長期にわたる場合が多くなつてきている。

出稼の理由別には——秋田県および山形県の資料によると——、その七割強が「生活資金を得るため」(生活型)となっており、「経営資金を得るため」(経営型)とするものも少ない。このように生活型が主流を占めている反面、皆が行くからという「ムード型」や「観光型」もないわけではない。出稼者一人一日あたりの労賃はふつう一、〇〇〇円前後であるが、青森県に例をとると、出稼者は約五万人と推定され、その年間収入は約一五〇億円にも達している。同県の農業総生産額は年間七〇〇億円余というから、いかに出稼収入が大きいかがわかる。とにかく、これら積雪寒冷地帯においては、農業では冬期間にこれだけの収入を得ることは不可能である。追いつめられる生活と経営状態のなかで、その安定化をはかる道は、出稼しかなかったのではある。いや、日本の経済と社会はその道しか与えなかったといつてよい。

4

こうして、たしかに出稼によって、農民たちは多少なりとも現金収入をはかることができた。しかしながら、その道程において、出稼者自身にとつても、農業・農村および家庭にと

っても、あまりにもマイナスと犠牲が多すぎはしないであろうか。出稼は残酷物語」といったような見出しが新聞紙上にあらわれるのはなぜであろうか。

基幹労働力を失つてゆく農業、それは生産性を下げ、さらには荒しづくりさえひきおこす。もちろん出稼の中心期間は農閑期であるが、稲作の場合などは、収穫後の田面整理や客土・堆肥投入などがおそれるそかになれば地力の低下もまた、まぬがれない。いわば農業の破壊の進行である。こうしたなかで、出稼者の農業に対する熱意や技術への関心が低まり、農業研究集団のリーダーや主要メンバーまでが出稼に行くため、これら集団の機能が完全にストップしてしまふ例すらある。農業近代化を目指しておしすすめられてきた営農体質改善への努力が中断され、その実行すら困難視されるにいたつている現状は由々しい事態といえる。

また村が大量の出稼者を出してしまつたため、部落運営も停滞し、地域の連帯性が失われてきているという社会生活上の問題も無視できない。村落の封鎖性が崩れ、前近代的な部落秩序が解体してゆくというプラスの面もないではないが、その自治機能すら喪失してしまふ傾向には問題がある。というより、新しいものが出たてられるのではなくて、伝統的な状況のままに、機能だけが停滞してしまふところに問題があるといった方がよい。つまり、そこに新しい組織や秩序を樹立させるのが不可能に近い状況になつていのである。そして一方で、消防

や防犯という面にまで支障をきたし、災害の防備すら失われて、はなはだ危険な状態にある。

こうした状況であるだけに、家庭に残された主婦は、ひとりで秋の収穫後の始末から春の作業の準備や計画をたて、その上に経営の見通しまで考えなければならぬわけで、肉体的のみではなく、その精神的負担も相当なものといえよう。農業の技術や経営の学習のために、主婦がこれら関係の講習会に出席したり、本を読んだり、他人の話しを聞いたりする必要もまた生じている。その上、部落運営のための会合行事や村仕事にまで出役しなければならぬ。なかには災害防備の役割さえ担わされ、婦人消防団が組織された地域すらもあるという。

このようにして農業経営や部落運営の仕事が全面的に主婦にかかってくる一方、主婦は相変らず家事労働にも従事し、家庭管理を担当しなければならぬ。時にはその過労に耐えきれず、家事を省略し、育児や家庭教育に背を向けることも多くなる。それにもまして家庭に父親のいないことは、眼にみえない面での家庭管理上の負担を主婦にかけ、主婦だけで欠ける部分がめだつようになるのである。家庭教育について言うならば、すでに指摘されているところでは、小学校高学年生の粗暴化、低学年生の内向化というような形で、子どもの性格上の歪みさえも問題になってきている。これが学力低下にもつながるのはいままでもない。

子どもにとって父親のいない家庭は、同時に妻にとって夫のいない家庭でもある。そこにあ

る精神的空白は大きい。しかもその空白に社会的な問題が入りこむ。他人に農業や家庭問題について相談でもしていると、変な噂がたてられたり、姑にいやみを言われたりする。それだけでなく、嫁と姑の関係が、緩衝地帯であった夫を失って、いっそう尖鋭化したりする。またそれらの反動として、性の問題で誤ちをおこした例すらきかれるのである。そして、もっとも悲惨な例が、送金の途絶、音信不通、行方不明にまで至った場合で、残された家庭は壊滅し、生活保護世帯に転落する事態になる。

こうして、出稼ぎからは、失われるものがあり、所得の向上を、就労者が家族員と切り離されるというもっとも悲惨な生き方でなければならぬ。たらずこのことのできないような日本農業ならびに地域産業構造の改変にあるが、それだけを論じていても、すぐに実現されるはずもない。今の状況のなかでやらなければならないことがらとして、出稼ぎ家庭の主婦が中心となって、主婦の立場から出稼ぎ問題の学習と留守生活の設計を共同で考え、かつ実践する姿勢をもつことである。すでに各地で展開されつつあるこの方向での学習や実践のねらいには、およそ次のようなものが挙げられている。

- 1 出稼ぎにいく夫が職安を通じて、より安全に、有利に、賃金が確実に高く、失業保険や健康保険、労災補償のあるところを選び、近くの知りあいと仲間に出かけられるように工夫する。

2 家庭におけるお金の使い方、消費生活の工夫。

3 子どもの教育としつけ。

4 夫との連絡方法と実行。

5 夫のいない家庭の人間関係。

6 農業経営と労働の合理化。

7 生活の共同化。

8 地域生活の合理化。

出稼ぎ問題を残酷物語ムードのなかにとどめて、ジャーナリスチックな興味にだけ供したり、一方的になげくことに終始してはならない。農村の主婦たちが、農村変革期の苦難を自らの血と肉に転じて、積極的に農村の近代化のために立ち向かうことが期待される。と同時に、政府関係機関の早急にして強力な施策が望まれるのである。

謹 賀 新 年

一九六六年一月

婦人少年協会東京支部
(東京婦人少年室内)

支部長 中山 策雄
副支部長 三浦 万亀男
事務局長 竹内 孝子

農村地区担当婦人少年室協助力員の設置について

木下 雪江

（労働省婦人課長）

いま、わが国の農業人口は、経済の高度成長、重化学工業化の影響をうけて急激な勢いで減少の傾向をたどっている。昭和三十年当時は、まだ総人口の四割に近かった農業人口が、今日ではもう四分の一になろうとしている。このような産業の近代化にともない、最近の農村の変化はいちじるしい。とりわけ男子労働力の急激な減少、世帯主の出かせぎの増加等によって、婦人は農村の基幹労働力となってきた。その負担は甚だしく重いものとなっている。さらに加えて新しい生活様式の流入もはげしく、農村婦人の生活は大きく変わりつつあり、これにともない労働・家庭生活の面に新たな婦人問題が生じている。このような状況に対処するため、本年度からとくに農村婦人問題対策のため一、〇〇〇名の婦人少年室協助力員が増員された。

◇最近の農村婦人問題、とくに出嫁き留守家族の実態

農林省の発表した農家就業動向調査による

と、昭和三十九年中に一、六か月の予定で家を離れ、出かせぎに出た農家世帯員は二十九万人、男女別では男子が圧倒的に多く九二%を占めている。世帯上の地位別では、「世帯主」

「あとつぎ」が八五%、出かせぎに出る前の家での就業状態別では「主として農業を行なっていた」者が約八〇%を占めており、出かせぎ者の大半が農家の主柱的な立場にあるものといえる。これと対応して全国の婦人少年室で行なった農村婦人問題懇談会の報告は、農業労働力の減少がいちじるしいこと、労働力の女性化、老齢化が各県下で問題とされていることを報告し、婦人が基幹労働力となってきたところから婦人、とくに主婦の過労を指摘している。

また、過労の結果、腰痛・神経痛・胃腸障害・慢性肩こりなどを訴える婦人が多く、農作業と家事労働の二重の負担のために、農家の主婦は十年も早くふけてしまうとの声も少なくない。しかしながら、県当局の農業労働合理化についての施策は、後継者の育成、自立経営農家

対策、機械化、共業化による省力農法の促進、農地の流動化対策の検討などに集中していて、婦人労働の合理化、母性保護などの問題については、殆んど手をつけていないところが多い。

農業や農業機械による農業災害については、婦人は農業散布や大型機械の操作はしていないから問題はないというところもあるが、しかし、かなり多くの県で農薬や農業機械による災害が指摘されており、例えば、長野県佐久総合病院の調査によれば、昭和三十九年における女子の農薬使用率は四六・四%（男子五〇・三%）、中毒症状発生率は一五・六%で、男子の一八・五%にくらべていちじるしい差はみられない。

農薬の扱い方を慎重にするべきだとの意見は多くの県で指摘されている。農薬による自殺が目につくよう、例えば、静岡県医薬課の調査によれば、昭和三十九年一月より十月までに農薬による自殺は六四件で、このうち四三%は女子で占められている。

この対策として、害のない農薬の作成、妊娠中及び生理日の農薬散布の禁止、農薬災害補償保険の必要などが話題となっている。

消防活動・道おしん・雪おろしなど従来男子の手で行なわれていたものが、世帯主やあとのりの出かせぎの増加にともなうで、婦人の負担になっているところが少なくない。

出かせぎ者数は県によってかなり相違がみられるが、比較的長期間にわたって夫婦・親子が別々に生活する点において、望ましくない生活

形態であるとの意見は多くの県で指摘されている。しかし、農業収入だけでは生活できないというところ、出かせぎにより現金が手に入り、生活水準が多少とも向上できるという現実は無視できないとの意見が多い。

出かせぎによって留守家族の生活に暗い影を与えている事実は多くの県で例示されている。主婦が心身ともに過労になっているところは多いようで、極端な例としては、過労による主婦の突然の死亡や、労働不能となった等があげられる。

夫の音信不通・行方不明も少なくなく、父母ともに行方不明という事例もある。留守家族の妻が夫婦問題で自殺した例、噂の対象となり神経をつかうことから神経科に来るものが多い例も出されている。出かせぎから帰った夫の生活態度が急に変化し、大酒をのみ、言動があらうばくなることはかなり多くの県で指摘され、子供の教育への悪影響が憂慮されているところもある。このようなことから出かせぎ家庭に対する相談相手が必要との意見も出ている。

出かせぎ対策として、県当局に出かせぎ対策本部をおき、総合的な施策を実施しているところもある。また工場誘致、農業構造の改善などによって出かせぎをしなくても生活が維持できる方策を指摘するところが多い。その他、帰村休暇制度の必要を望む声が多いが、休暇がもらえても旅費を考えて帰郷しないものが多いのではないかとの意見も出ている。

◇農村地域担当婦人少年室協助員が行なう業務

以上が最近の農村婦人問題である。農村担当婦人少年室協助員は、これらの婦人問題の解明に取組む婦人少年室の業務に協力するため増員されたもので、婦人少年室長の指示のもとに次の業務を行なう。

(一) 相談の受理、指導、援助

農家婦人がもつ農業労働、家庭生活、世帯主の出かせぎに伴う問題等について、個々の相談に応じ、指導、援助を行なうこと。

すでに指摘されたように、農村婦人、とくに夫の出かせぎによる留守家庭の主婦には、農業の経営、家庭管理、子供の教育、夫との別居による精神的不安等の面で多くの問題があり、よき相談相手を望む声も強いのであるが、婦人少年室協助員は婦人の地位向上、婦人問題解決の見地からこれらの相談に応じ、必要な場合は、公共職業安定所・市町村農業委員会・市町村役場の関係機関に連絡して、その指導に当たり、必要な援助を行なうもので、このためには、協助員の存在や仕事の内容を世間に知ってもらうこと、相談に応じるため、いつも窓口をひらいていることを周知させることが大切である。

(二) 関係機関との連絡ならびに会合への出席

公共職業安定所、市町村農業委員会等の関係機関とは常時連絡を密にし、これらの機関が行なう農村問題に関する会合に要請された場合は出席するよう努めること。このことは地域において協助員活動を活発に行なう上に特に大切である。

ある。

(三) 情報収集等

担当地域の農村婦人問題について情報収集に努めること。

四 婦人少年室長への報告

相談の受理、会合出席、情報その他について所定の連絡表により隔月に婦人少年室長に連絡すること。

なお、婦人少年室長が必要に応じ、上記業務のほかに、婦人少年室所管の業務について協力を依頼した場合は、これに協力すること。

以上が、農村地域担当の婦人少年室協助員の業務である。協助員の活動は法律その他の権力によって行なうことなく、ひとつの問題の解決についても、誠意をもって話し合い、納得させることが大切である。

婦人少年室協助員は今回の増員によって、三、五〇〇名を数えるに至ったが、これらの熱意ある民間の有識者の方々による活動によって、婦人少年室の業務がさらに地域の末端に浸透することができるよう期待するものである。

出稼労働問題とその対策

守屋 孝一

(労働省職業安定局雇用調整課)

一昨年頃であつたらうか、マスコミに大きく扱われた社会問題に、農村留守家族の問題があつた。これは、農村からの出稼者の留守家庭にみられる子供の教育問題、主婦の過重労働、さらには家庭不和といった家庭生活の崩壊につながる諸問題であり、これを契機として、以後出稼問題がクローズアップされてきた。

ところで、出稼という就労形態は今に始まつたものではなく、「越後の米つき」「丹後の杜氏」などといわれるように古くからあつた就労形態の一つである。これが最近になって急に社会問題として注目を集めることとなつたのはなぜであらうか。これに対する回答が出稼労働問題そのものであり、また、これをいかに解決するかということが出稼対策である。

* 出稼の変化

出稼といえば、戦前は零細農家の二、三男或いは未婚の女子を中心に漁業・養蚕・茶つみなどの農漁業、あるいは酒造・凍豆腐製造などの季節的な製造業への就労が多く、特に女子の場

合は長期的な出稼としての製糸・紡績業への就

労が目立っていた。出稼者の数については確かな資料が手許にないが、二〇万人程度ではないかと考えられる。このような戦前からの出稼は、戦後、特に昭和三六、七年頃を境にして大きく変化しはじめた。その第一は出稼者数の激増である。農林省の調査(農林漁家就業動向調査及び農家就業動向調査)によれば三三年度に農業就業者で一か月以上六か月未満の予定で家をはなれて出稼に出た者は一九万五千人であつたが、その後三四、三五年度にはそれぞれ一万人ずつ減少し、三五年度には一七万五千人となつた。

しかし、三六年度には一九万人と逆に増勢に転じ、三八年度には、二九万八千人と二年間に約五割の増加をみており、三九年度には若干減少はしたものの、ほぼ横ばい傾向を示している。

第二は、出稼者の就労先が変つたことである。前にも述べたとおり、戦前の出稼は主として農林漁業・製造業への就労者で占められていたが、最近の出稼者の就労先は建設業が全体の

ほぼ六割を占める状況にある。特に三六、七年度以降の出稼者の急増は、オリンピックによる建設ブームを背景とした建設業の労働力需要の増大に因るものであり、建設業への就労者は三三年度の六万九千人から三八年度の一七万三千人へとさらに三倍弱の増加をみた。

第三は、出稼者の層が零細農、二三男から漸次上層農家の経営者または後継者へと及んでいくことである。農林省の調査によると、三三年度の農業からの出稼者のうち経営主及び後継者の割合はすでに六割になつていたが、三九年度にはさらに八割五分にも達した。また、経営規模別の出稼者の推移をみると、北海道を除く三三年度の出稼者のうち一五町以上の農家出身者は一割弱であつたが、三八年度には二割に達している。

* 出稼の変化の原因

以上のように、ここ数年来出稼の形態が大きく変化した背景には、わが国経済の高度成長とこれが農村の生活様式及び農業経営に大きな変化を与えたことがあげられる。

かつて農村は、その消費の相当部分を自給自足し、また、田畑の耕作、生産物の収獲は、豊富な家族労働力を背景に労働集約度の高い方法がとられていた。しかし、戦後農業の普及は除草・防虫害方法を一変させ、また、化学肥料の使用と農機具の機械化はいままでの農業経営自体を大きく変えた。これらの変化は農業労働に多くの余暇をもたらしたが、また同時に農家の現金支出を増大させる結果ともなつた。

さらに、昭和三四年以降の「岩戸景気」は、電気機器・機械・鉄鋼等の二次産業あるいは卸売小売等の三次産業の雇用需要を著しく増加させた。このため、農業から他産業への転職者が急激に増加し、人手不足が農村にまで浸透してくると、農業経営の機械化・近代化はより一層促進されることとなったが、反面、農家の現金支出はさらに増大した。

また、生産物の流通保存方法の変化は米俵にかわる米袋の使用をもたらし、生活様式の変化は薪炭の需要を著しく減退させた。このため現金支出の増大にもかかわらず農閑期の副業による収入の途は著しく狭まった。さらに、農村における消費生活の向上は、いままでの自給自足の生活様式を変えずにはおかなかった。

以上のような、農村における農業経営の機械化、生活の都市化をあわせて、建設業を中心とする二次・三次産業の労働力需要の増大は、農村から新しい型の出稼者を大量に都市へ送り出す結果となった。

* 問題点と対策

出稼の型を大きく分けると、杜氏のように戦前から長い伝統を持つ出稼と、最近前述の原因によって急激に増加した新しい型の出稼とに分けられるが、さらに後者については、農業に生活の基礎をおきながら、農閑期にのみ出稼に出る兼業の出稼と、主として出稼収入によって生活を維持している専業の出稼に分けることができる。

ところで、杜氏のような伝統的出稼は、就労

先も固定しており、就労期間・就労条件等についても長年の慣行があり、また、農業経営なり家庭生活についても長い経験のもとに出稼と両立するよう十分工夫された経営・生活が営まれているので、特に出稼対策として新たな問題を提起するものではない。

しかし、最近の新しい型の出稼については、出稼に出ることによって農閑期に行なわれるべき耕地整理、土壌改良等がおろそかになり、農業生産の停滞をひき起こすとか、或いは、雇用労働という就労形態に不案内なため、せっかく出稼に出ても、賃金不払・労働災害などのため予期せざる不幸を招くこととなる。

また、家庭教育の面では、夫が出稼に出ることによって、妻に過重の負担がかかり、農村青少年の非行も増大する。それとともに、出稼は夫自身の性格にも大きな影響を与え、土工化した気質が家庭の円満さを失なわせた例もみられる。さらに、出稼を契機として、消息を絶ち、行え不明者として社会問題となるケースもみられるところである。

以上のように、出稼問題は労働問題のみならず農業問題あるいは教育問題・社会問題など多方面にわたっており、対策の実施にあたっては職業安定機関・労働基準監督機関・婦人少年室が一体となってその推進をはかるとともに、農林省・建設省等の関係行政機関と緊密な協力のもとに総合的対策の確立に努める必要がある。

このため、労働省は昨年六月「出稼労働対策要綱」を策定し、農林関係行政機関等と協力し

て、出稼労働者の実態把握と就労経路の正常化及び就労条件の適正化に努めており、また、出稼労働者を最も多く受け入れている建設業については、建設省及び建設業関係団体と懇談会を開き、賃金不払い問題をはじめ、北海道等における建設工事の冬期間実施などについて話し合いを行なっているところである。

最後に、今後の出稼対策の方向としては、出稼という就労形態が農村社会に与える種々の影響を考えると決して好ましいものとはいえず、また、今後のわが国の労働力需給関係が労働力の著しい不足という方向にすすむことを考慮すれば建設業などが現在のような形で出稼労働力を利用することは問題もあるので、基本的方向としては農業に専念したいと思う人については農業に専業できるような基盤を確立し、また、他産業へ転職する意思のある人については転職をより容易にする体制を確立して、現在のように農村から多数の人々が出稼に行く状態を改める必要がある。

一 出稼労働者対策要綱

1 趣 旨

最近、経済の成長に伴う雇用機会の増大、農村における生活環境の変化等を契機として農村からの出稼労働者が増加する傾向がみられるが、これら出稼労働者については労就経路、就労条件、就労形態等について雇用政策上種々問題もあり、また、出稼労働者の留守家族問題等社会的にも大きな問題を提起している。

このため、まず出稼労働者の実態を十分に把握し、その就労経路の正常化及び就労条件の適正化をはかる

ための指導援助を強化するとともに必要に応じて常用化の促進をはかるものとする。

2 対策重点実施の都道府県及び公共職業安定所の指定

(1) 出稼労働者対策を重点的に実施する都道府県は別表のとおりとする。

(2) 別表で指定する都道府県のうち、出稼労働者の送出に係る対策を実施する道県（以下「送出指定県」という。）の知事は出稼労働者対策を重点に実施する公共職業安定所（以下「送出指定安定所」という。）を指定する。

3 出稼労働者の実態把握

(1) 出稼労働者の実態を把握するため、送出指定県で総合的な実態調査を実施する（実施時期及び方法については別途指示する。）

(2) 送出指定所は、その管轄区域内で農家労働力対策事業を実施する農業委員会の区域に生活の本拠を有する出稼労働者について同委員会所属の連絡員の協力を得て、出稼労働者台帳（様式一）を作成する。

(3) 送出指定県の各安定所は、出稼労働者台帳の作成に係る地域以外の地域に生活の本拠を有する出稼労働者については、失業保険金支給台帳の利用、職業安定協力員の活用及び都道府県農業会議所属の連絡員の協力を得て、出稼労働者台帳の作成に準じ実態把握に必要な資料を作成する。

(4) 送出指定県以外の都道府県では、必要がある場合は当該都府県の実情に応じて農林関係行政機関と協力して必要な資料を整備する。

4 就労経路の正常化等

(1) 安定所は、安定所の紹介によらないで出稼労働に就労した失業保険受給者に対し安定所へ出頭した

際に就職相談を行ない常用就職するよう、又は常用就職が困難な場合には安定所紹介により出稼労働に就労するよう指導する。

(2) 送出指定安定所は(1)のほか出稼労働者が帰郷している期間中に職業安定協力員及び連絡員の協力を得て巡回職業相談を実施し、安定所紹介による就労と、実態と必要に応じた常用化促進指導を行なう。

(3) 送出指定県又は送出指定安定所は出稼労働者が帰郷している期間中に講習会を実施し、労働条件、労働安全その他就労に関し必要な知識及び技能に関する指導を行なう。

(4) 安定所は、(1)及び(2)の指導により又は出稼労働者台帳その他の資料により安定所紹介によらないで出稼労働者が就労している事業所が判明した場合、当該事業所の所在地を管轄する安定所に当該就労に関する情報を通報する。

(5) (4)の通報を受けた安定所はその通知のあった事業所に対し安定所紹介により出稼労働者を雇い入れるよう指導する。

(6) 別表で指定する都道府県のうち出稼労働者の受入れに係る対策を実施する都道府県（以下「受入指定県」という。）は、必要に応じ懇談会等を開き関係事業主及びその団体に対し、安定所紹介により出稼労働者を雇い入れるよう指導する。

(7) 安定所は、その管轄区域内の事業所で安定所紹介により出稼労働者を雇い入れているものに対し、必要に応じて事業所訪問を行ない（受入指定県の管轄区域内の事業所については最低年一回以上実施）事業主及び出稼労働者に対し就労条件等に関する相談指導を行なうとともに、特に受入指定県は出稼労働者が多数就労している地域を管轄する

安定所に就労労働者相談所を設けて出稼労働者に対し相談指導を行なう。

(8) 安定所は、(7)により相談指導を行なった際必要があると認めるときは出稼労働者の留守家族の居住地を管轄する安定所及び事業所の所在地を管轄する労働基準監督署等の監督機関に連絡する。

(9) (8)により連絡を受けた安定所は、必要があると認めるときは、職業安定協力員、都道府県農業会議又は市町村農業委員会の連絡員及び農村地域担当の婦人少年室協働員の協力を得て、出稼労働者の留守家族に対する連絡、相談、指導を行なう。

5 その他

(1) 送出指定安定所は、必要に応じ職業安定協力員、連絡員及び農村地域担当の婦人少年室協働員の打合せ会議を開催する。

(2) 連絡員のうち必要があると認められるものに対しては、都道府県知事の申請により、職業安定協力員に委嘱する。

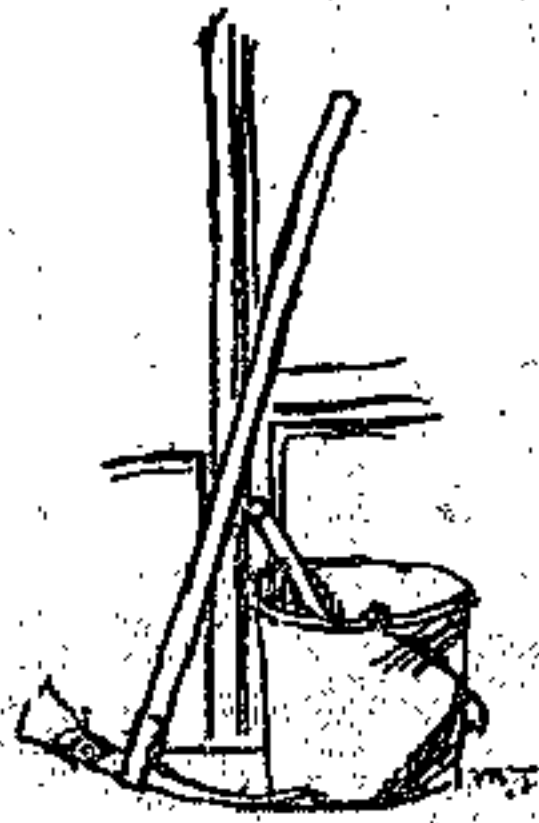
(3) 送出指定県と受入指定県との連絡を密接にするため各県東京事務所担当者置き、必要に応じ対策打合せ会議を開催する。

(4) 連絡員の業務の内容および範囲については農林省の定めた「昭和四〇年度農家労働力対策事業実施要領」による。

なお連絡員の活動については職業安定法に違反することのないよう職業安定機関と農林関係行政機関とが連絡を緊密にするよう十分配慮すること
(5) 市町村、農業協同組合等により農業委員会の行なう農家労働力対策事業と類似の事業が実施される場合には本要綱の実施については農業委員会との協力体制に準じた措置を講ずるよう努めること。
(別表省略)

農業労働力流出 と婦人労働

阿部 和子
(農業技術研究所)



戦後の日

本の経済の
特徴の一つ
として「技
術革新」が
あげられる
が農業面に
おける技術
革新も目ざ
ましいもの
があった。
農業技術の
改良はもと
より、機械
化の進展、
農薬の開発
など多方面
にわたり、
これにより
農業労働力
の省力化はすすみ、生産性もいちじるしく上昇
した。しかし、一方、大型機械が圃場を走り、
農生物の反当たり収量は増加したにもかかわら
ず、兼業農家は激増し、農家人口の農外流出は
ますます大規模となり、主婦や老人が重要な農
業の荷い手となりつつあるのが現状である。

農林省は「農産物の需要と生産の長期見通
し」(三十七年五月に公表し、四六年度の需要と生産の
見通しを行なったもの)の実績に対する中間検討
結果を最近発表した。これによると、農産物

の需要の増加と食生活の高度化は予想を上まわ
って進んでいるのに対し、農業生産の伸びは全
体的に見通しを下まわったと述べている。そし
て、このように生産が見通し通りに伸びなかつ
た理由としては、生産を支えたいろいろの条件
に変化があったためであるが、とくに大きな変
化として考えられるのは、労働力の不足と質の
低下が予想以上に進んだということであると指
摘している。中間層以上にまで兼業化がすす
み、青壮年層の男子の優秀な労働力が農外に流
れ、主婦や老人が生産の荷い手とならざるを得
ないような現状では、いくら省力技術が進んで
も、より高い生産を期待すること自体、困難な
ことであろう。

ではなぜこのように農家の兼業率の増加、労
働力の流出が激化したのであろうか。一方には
農家の消費水準の上昇・都市化があげられ、他
方には他産業に対する農業の生産性の低さと、
格差の増大があげられよう。経済の高度成長の
なかで国民生活の近代化がすすみ、消費水準は
いちじるしく上昇したが、農家生活もまた影響
をうけて都市化がすすみ消費支出が増大した。
ところが、この増大する農家の消費水準を十分
みたすだけの農業生産の上昇は得られなかった
のである。その部分をうめるため、技術面で省
力化がかなり進んだこととあいまって、節約さ
れた部分として傍系家族や次三男などの労働力
が農外へ排出し、さらには高度成長する他産業
との格差の拡大するなかで、あととり・経営主
など基幹部門の労働力までが農外へ流出しはじ

めたのである。

こうして、農家の消費支出は上昇し、山おく
の村々までテレビが普及し、電気洗濯機・電気
釜など生活用の電気器具の使用率も増加して、
外面的には消費水準は高まり、生活が充実され
たかに装われた。しかし、反面、経営をあずけら
れた主婦は過労にあえぎ、子供の躾は放置され、
さらには、サラリーマンとなった夫と、土に汚れ
た農婦である妻との間に生活感情のギャップが
生じたり、出稼ぎの長期化とともに半年は母子
家庭という家庭も増加してきている。こうした
農家生活の歪みが、最近では社会問題ともなるほ
ど深まり、出稼に出たまま行方不明となった父
親を探す運動さえ起こってきているのである。

□消費水準の上昇と労働力流出□

(1) 消費水準の上昇

このような農家生活の実態を統計資料によっ
て検討してみよう。

戦前の我が国の小農経済は家族労働力を中心
とし、自給自足をたてまえていた。一家を
あげて働き、経営から得た所得の枠の中で生活
を営み、勤儉貯蓄の生活形態が美風とされてい
た。しかし、その生活は必ずしも満足すべきも
のではなく、つねに消費は所得によって決定さ
れ、過重労働と過少消費によって生活は低位の
安定が保たれていたものであった。農業収入を上
まわる消費水準の上昇などは考えられるべくも
なかったのである。

ところが、戦後についてみるならば、農家所
得・農業所得・家計費の伸び率を昭和二五年を

第1表 農家の所得及び家計費の伸び
(指数 25年=100)

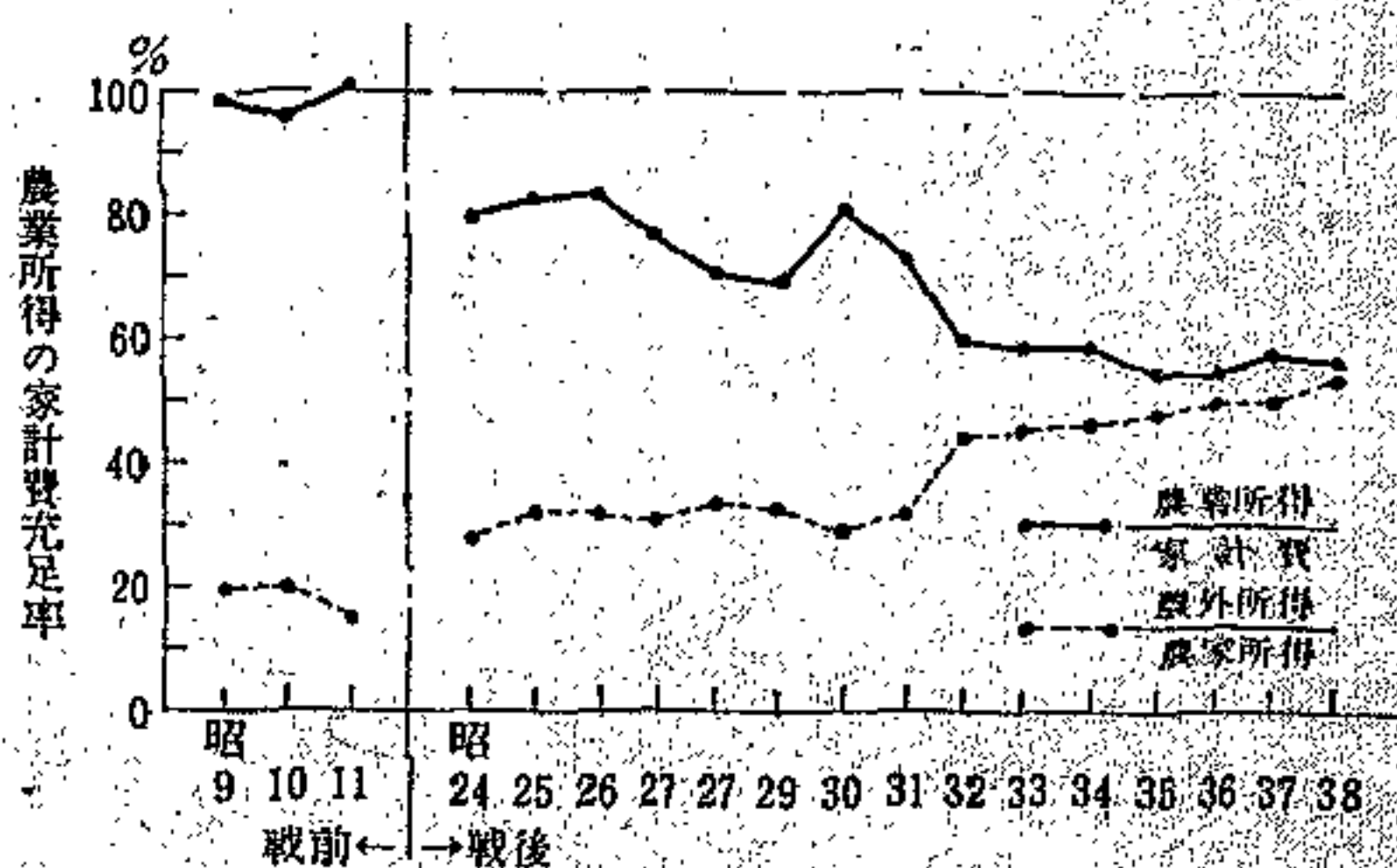
	昭和25年	30年	35年	38年
農家所得	123.9	168.3	192.6	274.8
農業所得	125.8	176.2	149.1	195.9
家計費	124.1	180.1	224.2	297.3

(備考) 1. 農林省「農家経済調査報告」による。
2. 伸び率は昭和25年を100として換算した。
3. 物価指数による換算は行っていない。

つまり、家計費の六割は農業所得でまかなえるが、あと四割はどうしても兼業に依存しなければならぬということである。

一〇〇として示すと、第1表に見るように家計費の上伸率が著しく、三〇年以降、農業所得の伸び率はもちろん、農家所得の伸び率を上まわって伸びていることがわかる。そして、このような結果、農業所得による家計費の充足率は第1図に示すように急速に急激に低下してきているのである。農業所得による家計費の充足率というのは農業所得を家計費で除した割合でこれによって家計費の何割までが農業から得た所得でまかなわれているかを知ることができるのである。さきにも述べたように、戦前の農家生活では農業所得で生活をまかなうことがたてまえになっていたのであるから、「農家経済調査報告」によってみても、昭和九、十一年頃の自作農家では農業所得の家計費充足率は九七・一〇％で、大半の農家では農業所得にみあった家計支出を行っていたことがわかる。ところが戦後の農業所得の家計費充足率の低下は著しく、昭和三十二年以降六〇％を割ってきている。

第1図 農業所得の家計費充足率の推移



(備考) 1. 農林省「農家経済調査報告」より作成。
2. 戦前は自作農、戦後は全府県平均による。

て、農家所得中に占める農外収入の割合は年々増加し、三八年には農家所得中に占める農業所得と農外所得の比率は四八対五二と、わずかではあるが農外所得の方が多くなってしまった。いわゆる所得にみあわせて生活をするという過少消費型の生活形態は失われ、人なみの生活を維持して行くには、農業所得以外の収入を、どんな形態でもよいから得られるような努力をしなければならなくなったということである。そして、そのような努力はますます兼業化を激化させていくのである。

第2表は、三八年度の経営耕地規模別農家の消費単位当たり家計費と、農業所得の家計費充足率を示したものであるが、これによると、家

第2表 経営耕地規模別にみた消費単位当たり家計費と農業所得の家計費充足率

	ha ~0.3	ha 0.3~0.5	ha 0.5~1.0	ha 1.0~1.5	ha 1.5~2.0	ha 2.0~
消費単位当り家計費	13,823	13,807	12,803	12,826	13,031	13,722
農業所得の家計費充足率	14.2%	25.7%	51.5%	76.0%	93.1%	103.8%

(備考) 前掲書 38年度 全府県平均

単位当たり家計費は二ヘクタール以上層がもっとも高く、ついで〇・三ヘクタール未満層、〇・三〇・五ヘクタール層となっており、少なくとも大規模であれば農業も有利といえたのが、三八年にはこれらの零細層が上層農家の家計費額を上まわったということとは、兼業の有位性をうらづけたものとして、中間にある層を今後さらに兼業化の方向へ向かわせることにならざるをえないだろう。

(2) 労働力の流出

戦後における農家生活が、戦前の農本主義的

族人数が階層によって異なるため二戸当たりの家計費額は耕地規模の大きい農家ほど多くなるが、このような消費単位当たりに換算すると各階層間の差は少なくなり、〇・五〜一・五ヘクタール層を最低にして両極に高くなっている。大規模の農家は経営の有位性によって、零細層は兼業の有位性によって家計費を増大せしめているのである。しかも、三六年頃までは各階層間で消費

過少消費を脱し、消費水準の上昇にともなって兼業収入への依存がますます強まり、大幅な農業労働力の農外流出がはじまったが、その労働力の流出がどのような形態で行なわれたかを消費水準との関係をみながら検討してみよう。

まず兼業化の進行状態をみると、三十八年度には専業農家率は二四％に減少し、第一種兼業農家は三四％であるのに対し、第二種兼業農家は四二％と増加している（三五年には各々の農家割合はほぼ三分の一ずつであった）。このような兼業農家の増大、とくに第二種兼業農家の増加はさきにも述べたように、消費水準の上昇をみたすための努力と、農業生産の停滞による面が大きい。その結果は、農業内部での労働力構成にも変化を及ぼした。基幹労働力についてみると、男女比年齢構成に大きな変化が生じている。

第三表は基幹労働力（農業を主とし年間一五〇日以上農業に従事するもの）の男女別・年齢別割合を戦前と比較して示したものであるが、戦前の基幹労働力の男女比は五五対四五前後で男子の方がやや多かった。しかし、戦後、とくに最近についてみると、三六年には男女比が四五対五五と戦前と逆になり、三八年には四二対五八と女子の比率がさらに増加している。

年齢別にみると、戦前は労働力の中心となっていたのは二〇～三四歳の青年層の男女、ついで三五～五九歳の壮年層の男子で、これらの層の人々によって六〇％まで占められていたが、三八年には労働力の中心は二〇～五九歳ま

第3表 基幹労働力の男女別・年齢別割合

	男					女					計
	19歳以下	20～34歳	35～59歳	60歳以上	計	19歳以下	20～34歳	35～59歳	60歳以上	計	
昭和5年	7	21	19	7	54	8	20	15	3	46	100
36年	1	17	16	11	45	2	26	21	6	55	100
38年	1	15	16	10	42	1	26	24	7	58	100

〔備考〕 1. 昭和5年は国勢調査結果による。

2. 昭36、38年は農林省「農家経済調査報告」全府県。

での婦人層となり、労働力の五〇％までも婦人によって占められている（第3表）。しかも、男女ともに六〇歳以上の老人の就業割合が高くなっており、男子の中心労働力は二〇～三四歳の青年層から三五～五九歳の壮年層に移行がみられるが、とくに女子において三五～五九歳の婦人のウェイトが非常に強まっていることがうかがえる。このことは「農産物の需要と生産の長期見通し」の中間報告のなかでも質的低

下と指摘しているところの内容であるが、日本の産業の就業構造や雇用条件が一般に性別格差を大きくしており、産業近代化にともない若年労働者の雇用条件に有利性が強く働いていることからみてやむをえないことであり、兼業依存の高い層ではとくに激しく若年男子・壮年男子・若年女子の順で労働力が流出している。

少し古い資料になるが、三六年度でも、第4表に示すように、零細経営では婦人がほと

第4表 経営耕地規模別にみた就業人口の男女別・年齢別割合

ha	男				女			
	19歳以下	20～34歳	35～59歳	60歳以上	19歳以下	20～34歳	35～59歳	60歳以上
0.3未満	—	4	18	13	—	13	48	4
0.3～0.5	—	7	20	11	—	15	42	5
0.5～1.0	1	11	27	8	1	18	31	3
1.0～1.5	1	16	27	7	1	19	25	4
1.5～2.0	1	19	26	7	1	19	23	4
2.0以上	1	23	24	5	2	21	22	2

〔備考〕 1. 前掲書、36年度、全府県。

2. □内は中心労働力。

なろう。もっともこれは統計をもとにしてのことであるから、現実には地域により、経営の形態によりいろいろの対応の仕方が行なわれているとはいえるが、一・五ヘクタール層まで婦人の就業割合が男子より高くなっているということは問題である。

婦人労働の面からみると、水田の場合、主婦一人にまかせるとしたら〇・五ヘクタールが限度であるということを経営者の人はいっている。最近では耕耘機による賃耕・協同化、委託栽培などいろいろの労働提供、あるいは受け入れもあって主婦農業でもかなりの面積までやりうる可能性はあるが、個別で行なうとしたら、やはり〇・三～〇・五ヘクタールが限度であろう。

んど中心であり、戦前なみに二〇歳の青年男子が農業の中心となっており、二ヘクタール層以上にならないとい見出しがたいということに

その面からみると〇・五ヘクタール以下の層では主婦農業であっても、また農業就業人口の六二・六五%を女子が占めるに至っても、あまり婦人には労働過重の問題は少ない。しかも消費水準においては上層をしのぐ高水準にあり、耐久消費材の普及率が高いのもこの層であって、生活近代化もかなり進んでいるとみてよいであろう。また二ヘクタール以上の経営規模の大きい、したがって高い生産力を実現しうるところにおいては、有能な男子労働力を主体とする経営が維持されており、婦人労働も安定していると考えられよう（このような農家は全農家の約一割である）。とすると、過重労働で主婦の労

働のあり方が問題となるのは思い切った脱農化もできずにいる一〇・一・五ヘクタール前後の数多い中層農家であるといえよう。しかも、この層の消費水準はもっとも低く、消費単当たり家計費は最低を示していて、所得の向上のため今後ますます農外への流出を強める傾向にあるとすると、主婦の労働過重はさらに深刻とならざるをえないであろう。

□むすび□

農業労働の女子化・高齢化とこれにともなう婦人の労働過重の問題も、労働力の低下とこれによってもたらされる農業生産力の低下の問題

も、いずれも高度成長した他産業に対する農業の立ちおくれ——いいかえれば、消費水準の上昇に農業所得が追いつけなかったことに一つの原因がある。しかも消費水準の押し上げが兼業を誘発し、また、兼業によって消費水準はより一層押しあげられて拡大しつづけているのである。最近の傾向を統計的にみると、全農家の一割ほどの上層農家のぞいては、いずれも農外依存をさらに強めつつあることが予測できるのである。

たくましき農村婦人像

佐藤、安次郎

（山形婦人少年室協働員）



* 担当区の概況

香質の産米で全国的に知られている。静かで落ち着いた中に、忍耐強い気風をもつて、庄内平野は山紫水明、四季の環境にめぐまれた純農村地帯である。協働員担当区は五町三村の行政区域で人口一〇四、二二〇人、総世帯二〇、五一一に對し一、六六三世帯の六〇%が専業農家であり、耕地面積（水田）一七、九三二町歩、平均一町五反の耕作で反収三石八斗、県内でもこの収量は上位とされている。

住民の性格は静中動ありといったもの

静かで落ち着いた中に、忍耐強い気風をもつて、庄内平野は山紫水明、四季の環境にめぐまれた純農村地帯である。協働員担当区は五町三村の行政区域で人口一〇四、二二〇人、総世帯二〇、五一一に對し一、六六三世帯の六〇%が専業農家であり、耕地面積（水田）一七、九三二町歩、平均一町五反の耕作で反収三石八斗、県内でもこの収量は上位とされている。

地域ぐるみで前進させようと死力をつくしているのが現況といえよう。

産業構造の変化と高度成長の流動は農村の若年労働力を流出し、農村の基幹労働力は高齢化、女性化され、いわゆる三

チャン農業という病理的現象を起した

渦中で出稼問題、後継者対策や嫁不足などが当面した農村の一番悩みとされる問題であり、これらの問題解決を行政の立場、地域住民の協働で果たさねばならぬ重要な課題があり、さらには育児と家計の中核となる農村婦人の母体をどのようには保護するかが深刻な問題で、その解決を地域ぐるみで行なわねば、庄内の伝統ある農業は後世にその名を残すことはできないだろうと憂慮されている現状である。

* 岐路に立つ出稼問題

「出稼ぎ」それは親と子の、夫と妻、そして平穩な家庭の人間関係と生活の場を断ち切られた姿である。そのために出稼孤児、半年後家や季節未亡人などの代

名詞が出ている。

当地で出稼が問題化されたのは三十七年の県社会福祉大会の分科会討議で出稼行方不明者がいることが取り上げられたのに端を発したものである。従前の出稼者は比較的所得者で生活費の補償が主因になっていたが、最近の出稼は生活費の足しを稼ぐだけでなく、現金収入・農機具購入費、借金返済などに当てる収入を得るためである。中には単に冬期間部落に残っているのは恥かしい、男の中から除外者として扱われるなどということを感じて出稼に出る者まで出てくる。しかも、その数は急激に増加して、出稼者自身の生活面と、残された留守家族の問題と両面からの対策が叫ばれるようになった。

出稼者の世帯上の地位

	世帯主	同妻	長男	同妻	次三男	同妻	その他
県全域	37.7	1.4	43.9	1.8	5.4	0.2	8.6
庄内地域	33.6	3.2	40.8	5.0	6.4	0.3	10.7

○〇人と推計され、その中には夫婦で出るものもあり、その多くは東京神奈川方面と北海道への夏期出稼で、関西がそれに次いでいる。

出稼者の世帯上の地位を「農業の現況」からみると、表のとおりである。余りにも多くの問題をもっている出稼問題に対し、私達協働員はどのような活動をするべきか、婦人と年少者の保護をどうにすすめたらよいか。私一人ではなく農村地域を担当する協働員一同が一番苦慮しているのではないだろうか。そこで、私なりに今までに地域に入り、関係者と協同推進してきた事項を列記して、ご参考に供したいと思う。

市町村出稼相談所がどのように活用されているかについて、役場の関係課から実情を聞いた。出稼者の送別会を利用して、留守家族への文通を怠らないように勧奨したり、町村広報紙や実行組合の機関誌などを出稼先に送るようお願いしたり、また、開拓地にテプロコーダーを持参して出稼グループの座談会を援助するなど、行政関係と相提携して懇談を進めている。

二、留守家族については出稼家族の組織づくりを働きかけたり、家族の話し合いをすすめる、食生活に留意すること、火事を出さないこと、子どもの学力低下を防ぐこと、非行に走ったりしないよう側面から援助したり、旅先との文通を家族が輪番で発送したり、地方新聞なども送ってやるよう呼びかけをしている。また、自分達の職場を活用して関係機関団体と提携し、現場と留守家族の結びつきが中断することのないよう、近況通信を最大の武器として留守をしっかりと守るよう、部落での話し合いに加わったりして激励している。行方不明者については行政関係が地元の情報に基づいてそれぞれ

昭和三十九年の山形の出稼者推計は五万人とされ、出稼者が県内に持ち帰る金は四億円を越すと言われ、この金額は県内果樹収入の年額に匹敵するもので、農閑期利用の財源獲得としては重要な資源である。従って山形県としては出稼を否定する態度はとっておらないが、出稼から派生する賃金未収、出稼のために父や母からおき忘れられた出稼孤児の教育上の問題、幼児保育の問題、嫁と姑の人間関係の不和、家計をとりまく金銭上の問題等によって、留守家族は肉体的、精神的に労働過重となるだけでなく、家庭の崩壊と人間の情緒障害などが起こり易いのではないかと憂慮され、出稼対策を根本的に検討し、施策にとりかかったのである。最近の管内からの出稼者は五、五

すべきか、婦人と年少者の保護をどのようににすすめたらよいか。私一人ではなく農村地域を担当する協働員一同が一番苦慮しているのではないだろうか。そこで、私なりに今までに地域に入り、関係者と協同推進してきた事項を列記して、ご参考に供したいと思う。

調査をすすめている。現在私達が出稼問題について労働省にお願いしたいことは、出稼者の窓口である公共職業安定所の係員が不足しているために、出稼者が相談訪問を避けている模様なので、係員を増やしていただきたいこと、また、出稼先の企業主に出稼者を三日間くらい有給休暇で郷里に一時帰郷させるような指導は出来ないものだろうかということである。

ともかく、われわれとしては出稼がもつとスムーズに運ばれる方策を願いたいというのである。

＊農村婦人の母体を守る＊

農村の振興は婦人の肩にかかっている。農繁期における婦人労働の時間は四時の起床に始まり、夜は男と共に田畑に十

九時頃まで働き、帰宅してから夕食の準備、あと始末など、その間子どもの面倒をみたりで、自分の時間として解放されるのは二十一時過ぎになるのがふつうである。一日十八時間の労働時間に休憩時間は二時間くらいで実働十六時間の日は十日間続けられるので、体力消耗はおびただしいものである。管内余目町社会福祉協議会が提唱して「おかあさん九時間運動」を、落合部落が二年間実験地区として活動しているが、この運動の趣旨はおかあさんが立派な人間を生み育てるために、その母体となる「お母さん」を大事に、身心の健康を家族みんなで守り、家計の中心となって大いに頑張ってもらおう。そのためには九時になったらどんなに忙しい時でも、お母さんはテレビをみるなり、子どもと遊ぶなり、雑誌をみるなり、自由に体を休めてもらおうというのが最大の目的である。この運動の過程で体重測定をしたら、農繁期で婦人の体重は八キロもやせ、健康体にもどるには二週間かかったと発表されている。一人余目町の婦人に限らず農村婦人の労働は家事労働などのために男以上に激しいものがあり、それに育児という重要な仕事に更に加わる事を思うと、婦人と年少者の保護を守る協働員の仕事は民主委員・児童委員以上に地味であって、しかも重要で常に民衆の中にいて保護助長のアンテナの役割を果たすための努力が痛感される。

農村は今や構造革命の寸前に立っている。食べられる農業、豊穡な農業、嫁が喜んでこられる農業にするために、農村婦人が男に代って機械化農業に取り組んでいる姿をみると、この婦人達を健康で明るい家庭の主婦として守るためにも、農村の食生活改善、保育所の増設、母子センターを始め、婦人の健全な保護施設の設定に、協働員活動が期待されるのではないだろうか。

(田川社会福祉協議会主事)

農村婦人問題連絡会議から

婦人少年局婦人課

農村婦人対策として本年より農村地域で担当婦人少年室協働員が新設され、次に掲げる開催要領にもとづき農村婦人問題連絡会議を全国的に開催することとなった。本会議の開催に際して、青森・長野・鳥取・鹿児島には本省より係官が参加したので、この会議において把握された問題点を述べることにする。

農村婦人問題連絡会議開催要領

一、趣旨

最近、農業構造の変動ならびに農村における生活様式の変化が著しく、広く

社会的にも問題視されていることが多い。とりわけ男子労働力の流出にともなう婦人の農業労働、家庭管理、家事労働の面における負担が増大しており、この傾向はとくに、世帯主が出かせぎしている農家においていじりしと見られる。このような状況にかんがみて、今回新たに農村地域を担当する婦人少年室協働員を配置することになっているので、

本年度において、当該協働員を中心として標記会議を開催し、婦人問題の見地から、いわゆる出かせぎ家庭における問題点などについて把握、分析し、農村婦人及び農村家庭の福祉についての対策を検討する。

二期日 昭和四〇年九月中の二日

三 開催地 都道府県所在地

四 招請範囲

(1) 農村地域担当婦人少年室協働員

(2) 関係機関都道府県職業安定主管課

農政課

五 議事内容

(1) 農村地域担当婦人少年室協働員に対し、婦人少年室長が依頼事項について説明を行なう。

(2) この会議の趣旨のもとに、婦人問題の見地から次の点について懇談を行なう。

イ、農家婦人の過労の実情とその対策について（農業労働・家事労働等の面において）ロ、出かせぎ留守家庭の実情と援護対策について

青森 森

等々、出された問題は深刻である。

県としては去る三十九年一月、青森県出稼対策協議会（関係行政機関・婦人団体・青年団体・社会福祉団体・農業会等をもって構成する）を発足させ、青森県出稼労働者総合対策要綱を作り、その援護対策を進めている。まず第一に、四十年一月、郡市と農村とをふくめた全県的視野に立って、出稼者及びその留守家庭について実態調査を行ない、出稼問題の根源を明らかにするとともに、まとめた包括資料を作成し、男子労働力不足下の基本的長期農業対策を、又当面の対策として出稼労働者の職業紹介機能の整備拡充、季節労働者に対する技能教育及び労働教育、留守家庭の不安除去のための経済・生活・教育等すべてを含めた相談所の設置、行くえ不明者対策、出稼者本人に対する援護等を行なうことを計画しており、その成果は期待されているが、今回の会議においても、これらの施策を切望する事態が多々うかがわれた。

以下会議内容の概略を紹介する。

○農村婦人の労働過重について

開会へき頃、農村地域を相当する協働員の一人は「農業の機械化が進んでいるのに青森の農村婦人には労働過重による弊害が出ている」と端的に言い切った。この言葉を裏付ける各協働員の発言をまとめると次のようである。

農業だけでは現金収入が少なく生活ができないから男はやとわれに出てゆく、

したがって女の人は農業を主にならなければならぬ。男の人の出稼がだんだん長期になるので、農業の力仕事をふくめてすべての作業が女の人にかかってくる。男の稼いだだけではまだ足りない。女の人朝四時、五時に起きて畑仕事をし、七時頃から夜七時頃まで道路工事に出て行く。農繁期の婦人の労働時間は十二時間前後である。家族が一緒に休める日が年に六日しかない。農村の人は命より仕事が大変という考え方がまだ相当強い等、婦人の労働過重の現状が語られた。そしてこれに伴って起きていく問題として、働かねばならぬため妊娠中絶をする者が多く、ひどい者は五、六回も中絶している。農業を調剤するの薬の中毒にかかって神経障害を起し、頭がぼーっとしている者、肝臓や心臓を侵されている者が出ている。睡眠時間が足りないので慢性疲労にかり、目まい、動悸、手足のだるさを訴える者が多い。このような母体の支障は子供にも影響して乳幼児の死亡が多い。先天的に体質の弱い子供が生まれる。農業に追われて家事をする暇がない。各面へ注意が回りかねる結果、劇毒薬の管理がおろそかになり、子供の農薬自殺事件が最近三件あった等が出された。

このような問題の対策も各地域で検討努力されているようであるが、地域の協働員が受胎調節指導を根気よくつづけて成果を修めている。受胎調節に関するア

ンケートを行ない、これをもとにして指導している。婦人会と農協婦人部が協力して保育を引受けている。婦人会主催で保健課長を呼んで農業散布について勉強会をしたら罹病者がなくなった。県としても農協を通したり、直接農業取扱指導を行なったりしているが、婦人の参加が目立ってふえている。農業散布を個々でなくヘリコプターで一斉に行なっている。農繁期は風呂を共同でたてている等の例が紹介された。

○出稼留守家庭問題

県の出稼対策協議会は出稼者が多い要因として、二、三次産業労働力の需要の増大、生活水準向上意欲が強くなったことによる農家計費の増大と農業基盤の弱さ、農業・水産業における経営改善に伴う余剰労働力、低所得層の広汎な存在、土木・建築等の単純労働向きの者の存在、また失業保険による生活の安定等を指摘している。この出稼は年々長期化する傾向をみせているようであるので、留守家庭問題もますます数多くかつ複雑となっていくようである。

父は遠く出稼に、母は農業労働にと都市にみられる鍵っ子が農村にも数多く出ている。会議においても留守家庭問題の筆頭にこのことが話題となった。とりわけ人格形成期である三歳児が年寄に預けられ放しであること、小学校低学齢児のための放課後の生活等が重要視され、部落単位の連帯責任で面倒をみてやって

いる村の例、小学校教室の放課後の活用希望等が対策として出された。次いで夫の長期不在中の主婦がグループを作っておみものを始め、心身の不安や不満を紛らせるよう努めている。各市町村に相談窓口を設けている。夫の行方不明防止対策としては相談窓口が中心となって手紙を出させたり、子供の作文・絵・習字等を送らせたりするとともに、出稼者に対して必ず職安を経て就職すること、就職した者は時々帰郷するよう呼びかけたり、給料を農協を通して留守家庭へ送らせる等の努力が諸所で行なわれているようである。(藤井敏子)

□長野□

長野農村婦人問題連絡会議は九月二八日、県勤労者福祉センターで開催された。新たに任命された農村担当協働員の最初の会合であるためか殆どの協働員が出席し、熱心な話し合いが行なわれた。議題は開催要領の通り、農村婦人の過労の問題、出稼留守家族の問題で、主な話し合い内容は次の通りである。

農村婦人の過労の原因の一つとして、

兼業農家の増加が挙げられる。長野県では兼業農家は農家総数のほぼ八割を占め、しかも第二種兼業が第一種を上まわっている。従って営農の相当部分が婦人の負担となっている。特に山間地においては、立地条件も悪いのでその労働は非常にきつい。南佐久郡八千穂村で農家婦

人八二名を対象に行なった調査によると肩こり・神経痛の人は三六％、その他腹痛・胃腸障害・高血圧など含めて身体に異常のある人は六三％もあった。このような症状は農家婦人にとってはあたりまえの事と思われており、健康問題も経済問題の前には影響が薄いようである。また婦人が農業散布の仕事まで行なっており、妊婦が重いミストを背負って消毒を行ない、死亡するという例もあり、母性保護の面からも非常に問題があると思う。

このような農村の労働力不足が、身心ともに婦人の過労の大きな原因となっているほか、現金収入の不足を補うための婦人の他産業への就労も、過労を激化させている。

農家の生活構造の変化、数年来の物価上昇等により現金支出は増大する一方であるが、農業収入はそれに見合うだけ増加がないので、主婦が工場で働いたり、内職をすること等によって家計の不足を補っている。一方家事、子供の教育等に對する老人の負担も増大しているように、老人過労、家庭の不和等問題が指摘されている。

婦人の過労の対策として、共同化があげられた。例えば、十数軒が土地を出しあい、財団法人として酪農の共同化をはじめ、順調にいったる例、加工用トマトの共同化を行ない、男子一人が計画指導にあたり、婦人達が作業をして喜ばれ

ている例がある。共同化に対する婦人の考え方としては、「労働が軽い」、「大勢でやると仕事が楽しみだ」、「むずかしいことを考えなくてもよいから楽だ」というような意見がある反面、「もうからない」、「人間関係の面でわずらわしい」等の意見もあり、農作業の共同化のむずかしさを物語っている。

出稼留守家庭についても種々の問題が出された。長野県の出稼者は、伝統的な酒造り・寒天造りと、近年増えつつある土建業等への就業という二種類に大別される。当県においては、そのいずれの場合にも東北地方等で問題となっている出稼者の行方不明という深刻な事態は見られないようである。

しかし、職業安定所を通さない出稼者がほぼ四分の三もあることは、労働条件などの面で、大きな問題である。出稼に對する対策としては、冬期の副業である。現在、都市近郊、山間地を問わず、農閑期の内職はさかんに行なわれているが、収入が少なく、仕事が続かない等、条件が悪いので、有利な副業を求める声が強かった。冬期間の副業で成功した例としてエノキダケの栽培があげられた。

一冬期間で三五万～四〇万円の収益をあげ、出稼にかわるものとして有望視されているそうである。しかし、設備費に四〇万～四五万円かかるので、比較的ゆとりのある農家でないと無理である。また栽培に使用するポイラーが爆発して、

働いていた農家の主婦数人が負傷した例があり、無許可のボイラーの使用や取扱上の不注意問題があるので、何らかの対策が必要と思われる。このようないくつかの難点はあるが、地方の特色を生かした副業によって出稼ぎをやめることができれば、家庭生活の安定の面からも良いと思われる。

会議の翌日（二十九日）長野市から汽車で一時間程離れた飯山市に行った。当市は、県でも有数の出稼ぎ地帯である。始めに職業安定所・農政課で出稼の状況等について聞いたあと、柳原支所において、出稼農家の主婦達より実情聴取を行った。ちょうど稲刈の時期であり、天気も良かったので、集まってくれるかどうか気がかりであったが、支所の尽力により、首尾よく話を聞くことができたことは幸いであった。留守家庭の問題点は、前日の会議で話された通りで、世帯主不在の時の部落内の行事、除雪作業等は婦人の仕事となっており、肉体的負担のみならず精神的負担がかなり大きいことが察せられた。また通勤範囲内での仕事、継続してできる内職がほしいというのは婦人達の一致した要望であった。

（児玉美美子）

鳥 取

鳥取においては都合により本省係官は県庁所在地で開かれた本会議は出席できず、八頭郡用瀬町において開催された農

村婦人問題懇談会に出席することになった。したがって、県段階の連絡会議については鳥取県婦人少年室の「農村婦人問題連絡会議開催状況報告」から問題点を指摘したあとで、用瀬町の懇談会について述べることにする。

鳥取県婦人問題連絡会議における問題点をあげると、夫の出稼・日稼ぎの増加にともなう農業労働、家庭管理のほか、地域活動も主婦の負担になってきていることが指摘された。しかも主婦の現金収入を得るための活動もさかんで、農繁期・農閑期をとわず、周辺工場への日稼ぎ、道路工事・土建現場に働きにくもの、内職に従事するものが急激に増加し、家庭における「主婦不在」が社会的にも問題視されている。

このような実情であることから、主婦の過労はいちじるしいもので、睡眠不足、栄養のアンバランス、腰痛などが目につくが、無料検診を実施しても受診しないものも多く、婦人自身の健康についての気づかいがないことが話題となっている。人手が不足のために、共同防除に従事する婦人も少なくなく、農薬の被害も出ている。とくに、中部地区では梨の防除薬を使用したものの九六％が顔・手が異常にふくれあがるという大きな被害が出たが、この過半数は婦人である。このことについて、ある協働員は「市販の飲薬で被害が出た場合のように大きな問題として声があがらず、被害者も泣きね

いりするものが多い」と言っている。

鳥取県の出稼者数は農政企画課調査（三十九年度）によれば五、七九四人（約七割が県外）で前年に比べて二三％増である。出稼者総数に占める世帯主の割合は三八％で前年（四九％）にくらべ若干低くなっている。出稼者の就業先をみると、土建業関係が最も多く、つぎが農林業製造業の順になっている。出稼先は京阪神地方・岡山・静岡が多い。

ところで、出稼者総数の約四分の一が婦人で、その多くが世帯主の妻、長男の妻で占められていることが注目される。

婦人で県外に出稼にいらっているものは約七割で、石川県（稲刈り）岡山県（もも）が多い。石川県の稲刈りは、県農協婦人部が中心となって三年前から実施しているもので、交通費の他に月給として住込食事付で一、一〇〇円支給されている。就

労期間は一〇日程度で、約一、〇〇〇人の農家主婦が参加しており、職安を経由せず、農協対農協の契約に基づいているらしい。これは労働力の交換ということ以外に、県外視察、レクリエーションをかねているという面もあるが、留守家庭のなかには主婦不在の不満もあるようだ。

一方、職業安定課では事故が起きた場合の問題として、①賃金が契約どおりに支払われなかった場合、②車中・現地で災害が起こった場合、③出稼先で行方不明になった場合の責任体制について検討する必要があるといっている。

つぎに九月二十八日に開催された八頭郡用瀬町の農村婦人問題懇談会についてふれておこう。参加者は町長・農協組合長・職業安定所係官・八頭郡連合婦人会長・同郡農協婦人連絡協議会長・婦人少年室協働員などである。八頭郡は鳥取県でも出稼者の多いところであるが、用瀬町（人口約六千）は出稼者は少なく七〇人（うち三三人は婦人）にすぎず、その内訳は県外三七人、県内三三人である。県外に出稼にいったものの三〇人は婦人で、石川への稲刈が多いようである。

この懇談会においても婦人の過労は問題となった。町長は「婦人は農業労働・家事労働が大へんな上に、婦人会・PTAなど地域活動への婦人の参加も増加しているの、婦人の負担を軽くすることを検討しなくては……」と言っている。

昔は米さえあれば何とかしのげたものだが、最近では農家の生活水準が上昇したので現金収入がいる。そのために、日給五〇〇円で土方・道ふしん・製材工場に働きのいく主婦が多い。鳥取市まで働きにいくものも少なくないようで、月に一万円～一・五万円ぐらいになるとか。日雇いに出るのは若い嫁さんで、日雇に出ない人は家で内職をする。その主なものは籠製品・梨の袋はり、あみもの・洋裁など、一時は二〇人ぐらいが従事していたが、現在は一〇人以下のこと。その理由は、時間がくれば帰れる工場の方がよいというところらしい。

郡婦人会長で医者であるK女史は「農家の婦人は都会の婦人より一〇歳はふけて見える。何とかして妊婦の健康だけは守りたいので産前産後の休暇は確保してあげたい。家庭内職をしている婦人のなかにはうす暗い所で、悪い姿勢でせせと働いている人があり、健康管理上から心配している」と強調された。

最近、農家においても若夫婦が経済力をもち、老人の生活を省りみない例も見られ、こうしたことについて老人から相談をうけて困ったと農協組合長は言っていた。これを機に新しい家庭のあり方が話題となり、「一月に一回家庭をみつめる」時をつくるべきだという意見、わが国家制度のいい面を残すことが必要だと活発な話し合いがなされた。

(足立喜美子)

鹿児島

鹿児島農村婦人問題連絡会議は九月三十日に開催された。鹿児島県は出稼者が多く、九八町村の中九六町村が出稼者を出しているところから、本会議の話題も出稼問題にしばられた。県農政課の最近の調査によれば、出稼者数は約四万四千であるが、ほぼ同じ頃の県農業会議の調査によれば、かなりの差がみられる。出稼者の特長は次のとおり、

(1)世帯における地位をみると、以前は二三男、娘が多かったが最近では世帯主が増加している。

(2)期間が長期化している。五か月、六か月未満三九%、六か月二六%。
(3)経営構造からみると、中農(一・五町・二町)へひろがってきている。
(4)就業先は土工が八〇%である。
(5)就業経路は職業安定所を利用するものは六%で、縁故によるものもずり方式が多い。

農村地域担当協働員により、各地域における出稼者の実情、問題点などが活発に話しあわれたが、同県下でも、地域による差がいろいろあることが把握された。参考までにK地区の実情をあげると、出稼者は六〇六人で、月額二万二万六千円程度送金している。出稼世帯のなかで、生活保護世帯は二戸である。問題点は、出稼先で愛人ができ帰ってこない例、現地で生まれた子どもをつれて帰ってきた例が二、三件みられ、これらの主婦はもとの貧乏暮らしがよくなったといっているとか。一方、夫から送金がとたえ、妻がやけになって愛人をつくる例もあるとか。留守家庭の問題としては、現金収入が急はふえ、気が大きくなり、計画的な出費ができず、送金はすべて使い果たし、貯金もなく、このことから夫と不和になる例が目につくとか。こういう実情に対し、農協婦人部では留守家庭の生活改善について検討しているという。

出稼についての対策としては、基本的な問題として県農政課では宮崎、鹿児島の両県で南九州農業振興地域を確立し、

産業として成りたつ農業の方向へすすめていくということである。事実、N町のようには農業技術指導をうけて、グリーンビースの栽培に熱中したところ、値がよく売れ、そのためか出稼者がいじりしく減少したところもある。

県職業安定所では、ボーダーライン層を中心に家族ぐるみの就職斡旋を行ない、今年は五〇家族を大阪・名古屋・岐阜などに定着させた。この中、うまく行かなかったのは一件だけという。土地をほうっておくよりはこの方がよいと思うが、「県は農民の切捨策をするのが」という手紙が職安にくる例もあるとか。

県連絡会議開催の翌日、末吉町(人口約二万六千)で農村婦人問題懇談会を開催した。参加者は町長・農業改良普及所長・公民館社教主事・婦人会長・婦人少年室協働員などで、議題は農家婦人の過労の問題、出稼留守家庭の問題である。

この町においては婦人の過労をなくするための一つの対策として、「婦人労働センター」をつくった。これは、婦人会が中心となって、あらかじめ登録された地域内婦人労働力の適正な配分を行なうことを目的としており、これに似たものとしては鹿児島県下では「労働銀行」が発足している。この町では婦人は身体的よりも、精神的に過労が多く、とくに出稼留守家庭の主婦の精神的過労が目立つという。

この町の出稼者は七三三人で、二五歳、

三五歳のものが多い。出稼先は大阪・兵庫・愛知が多く、土木等に集中している。この町は米作・甘藷にたより、冬作に適していないところから出稼に行かざるを得ないという。子女の高校進学率は五七%であるが、高校に入れるには出稼をせざるを得ないのだ。しかし、出稼にいった人がよい話をすれば、出稼しなくてもいい人まで出かけていく傾向も見られるというところである。

留守家庭の家庭管理が話題となった時、出稼をしている夫が八万円も送金したが、帰ってみると肥料代も支払われていず、送金した金は無計画に使われ、わずかに五千円くらいしか残っていない。たという例が話された。留守家庭の主婦の世帯のやりくりが下手なところから来る感情のもつれから、離婚問題にまで発展する例も見られるという。家庭のなやみごと相談の担当者は、今年に入ってから留守家庭のなやみごと相談が二二件ぐらあったが、このうち六件は折合いがつかず、遂に離婚したという。つまり、夫が出稼に出るまでは農業経営、家計のやりくりも夫が行なっていたものが多いようだが、夫が出稼に行くことになり、急に富農から家のやりくりまですべて妻にまかされたことにより、さまざまの悲劇がみられるようである。この点、県連絡会議で話題となった留守家庭管理の問題が、末吉町においても問題視されていることが把握された。(足立喜美子)

ILO 婦人労働問題コンサルタント 会議に出席して

——婦人の職業訓練問題を中心に——

多田とよ子

(全職同盟婦対部長会議)



働く婦人の問題を考える上で、きわめて多くの示唆を含んでいる言葉であった。これはすでに、多くの人々たちによって、くり返していわれていることであるが、「女の一生」の中に、社会労働をどのよう位置づけるべきか——ということ

——婦人労働力の査定は、何人が働いているか、ということよりも、一人の婦人が何年間働くか、という角度から見る必要があるではないでしょうか……といったシモニイ夫人（イスラエル代表）の発言は、こんどの会議にとって、また

もある。

昨年九月二十日から二十八日まで、ジュネーヴで開かれたILO婦人労働問題コンサルタント会議に出席した私は、いま、世界の婦人労働問題はそうした考え方の上に立って「量から質へ」、そして「原則論から実践論」の段階へと移りつつあることを痛切に感じたのであった。

今度の会議はILOにこの機関ができてから二回目の会議であった。（第一回は一九五九年開催、日本からは労働省大羽綾子、全職の米盛いそ子氏らが出席）。出席者は労・使・政府から各五人ずつで計十五人、組織代表というよりは専門家という立場で個人的に意見をのべあうもので、とくに結論や決議を必要とする機関ではないのである。

出席国は政府側として、アメリカ・ノルウェイ・チュニジア・ソ連・ブラジル使用者側はフランス・カナダ・インド（欠席）、ライベリヤ・マダガスカル、労働者側からはベルギー・ナイジェリヤ・メキシコ・イスラエル・日本であった。ほかにはオブザーバーとして国際自由労連・世界労連・国際キリスト教労連・ユネスコ等が出席した。

議題は、(1)少女と婦人の職業訓練について (2)発展途上の国々における婦人の社会的経済的地位の向上について (3)婦人に関連した基準の適用について、の三つで、このうち第一議題が論議の中心と

なった。

会議はまず、事務局のジョーンストン夫人のあいさつからはじまった。アマー事務局長は、かんげいのあいさつの中で「全世界の五〇%の労働人口の三分の一の婦人が除外されてよいことはない。……(中略)国連自身の発展のためにも、この五〇%の人たちが働きかけるとは大切で」と婦人労働問題の重要性を強調した。

議長にはチュニジアのジュディディ夫人が選ばれた。多分、発展途上の諸国の問題を第二議題にかかげていることから配慮でもある。

議事ははじめに事務局の作成した報告書を中心に各国の実情交かんからはじまった。

フランスのヌスボム夫人の報告によれば、婦人が労働に入るリズムは必ずしも一定していないが、しかし、ある年齢がくると婦人は安定した労働生活に入る。フランスでは、ここ二世紀の間に出生率は四・五人から二・三人にへっており、全体の三五%は子供がないとのことであった。

ノルウェイのヴァンゴネス夫人は、「七歳から十四歳の子供をもつ婦人はそれ以上の年齢の子供をもつ婦人よりも職場に入っている人が少ない。そして、これらの婦人はわずか数か月の訓練で職場に出ていく」私は婦人があまり年をとらないうちに訓練すべきだと思う、と報告

した。マズレンジ夫人によれば「女はどうしても男よりも職をかける傾向がある。この原因の一つは、新しい職場がひらかれると、何の訓練もなしにどっと集中する」からだということだった。この点については先進・後進国を問わず、同様の傾向があるとのことだった。

ブラジルでは、ドレスメーカーなどは労働力の需給に見合って訓練がすすめられているが、他の、より技術を必要とする職種は訓練をうける人が少ないといっていた。ある代表は、婦人はいったい何歳くらいが働きざかりなのかを知るデータがほしい、といっていたが、これは労働のタイプ・質・量によっていちがいにはいえないことだと思ふ。オートメ化によって労働における男子と女子との身体的な区別は、かなり少なくなりつつあり、職業分野が互いに接近しつつある、との報告は、それを物語っている(そのことは賃金の差別をもくずすことになる)。カナダのボジョレア夫人は、今まで婦人に適当でないと思われていた算数に関係した仕事を最近職業訓練の中にとり入れているが、大体成功しているとのべ、さらに興味をひく問題として、婦人は教育を長くうけた者は職業につく期間が長い、とのべていた。これをきいた、新興国の代表は、それでは、早くから職業訓練をすることはまずいのではないかと質問したが、結論としては、一般教育と併行して職業教育を行なうべきだ、とい

うことになった。

一方、新興国での問題は、全く次元がちがっていた。何といっても文盲の問題があり、また農業国が多いし、工業化がおくれ、家内労働という効率のわるい労働が大部分であるからだ。イスラエルでは教育のない女子が三〇%、三十歳以上が五八%を占めているとか、チュニジアでは男は技術家になり、女はドレスメーカーが多い、とのことだった。

マダガスカルのコフ氏は「家庭科学を婦人に教えるのは、労働婦人を楽にする方法だ」と言い、家事技術のセミナーが必要なことを強調していた。メキシコではちょうど日本の農業改良普及員や生活改良普及員のように、地方指導員がいて成果をあげている、とのことであった。

農業に関しては、当然ながらソ連が進んでいた。タタリノバさんの報告では、地方で七年の学校がすすむと、さらに四年農業学校に入り訓練をうけるとか。これは女子の全体の二五%という。彼女は「職業訓練は職場に入ることを前提にしてなされるべきで、近い将来役にたない訓練はやらないことです」と断言していた。

ともあれ、婦人の職業訓練は、労働の質を高めるためにも、また、産業、経済の発展の上からも重要な問題として提起されているのである。

アメリカのケイザリング夫人は、米国

で現在もっとも訓練を必要とするのは四十五歳から五十五歳の婦人たちで、このうちの五五%は労働している、米国では現在たくさんのカレッジとハイスクールが、この人たちの都合のよい時間に門戸をひらいている、と報告、米国における再訓練は中高年婦人を中心に行なっていることを強調していた。また、婦人の退職年齢は現在六十二歳までのび、一人の働く年数は三十四年間になる、とのことであった。メキシコでも婦人の訓練所を設けており、カナダでは一九六〇年に連邦政府の行なう十のプログラムの、各種の訓練法についての経済的援助法（無料）は年齢をとわず男女に適用されている。また、このほかに、使用者が大学にすすみたい者のために七〇%払って訓練をうけさせている、大学には保育所もある、ということであった。

これらの討議の中から私なりにまとめてみると、

①婦人の職業訓練は労働年齢や労働期間の変化に注目して行なうべきこと
②労働力の需給関係と、将来婦人にどのような技術が要求されるかを見越した上で、五年さき、十年さきの展望にたつての訓練が必要であること
③学校の一般教育の中で婦人の労働——職業についての教育を行なうこと
④訓練の段階についても、学校を卒業して職場に入る人、現在仕事をもっているが、新たに技術を習得したい人、すでに生涯の半ばをす

きた人で経験が全くない人、一度、育児などのために職業を中断し、ふたたび復した人、などに分けて、行なうこと
⑤若いとき一般教育をうける機会のない人に職業訓練とあわせて一般教育を行なう必要のあること
⑥発展途上にある国では家事技術も併行して考えること
⑦両親・教師・マスコミに対して働きかけが必要であること（封建性の打破）
⑧指導者の養成が何にもまして緊急であること、奨学資金を婦人がもっと積極的に、より多くうけること、など、などに集約される。

第二議題については生活水準を高めること、リーダーの養成があまりされていないため、発展途上の国では時間の浪費をしているので、地域交流などによってすぐれた技術者を養成することが強調された。メキシコでは二年前、二十六種別の家内労働セミナーを企画したとのことである。わが国でも、内職労働者がクロースアップされているが、アンダーソン夫人はこの特殊な労働について「その給与の低さ、健康の問題から大衆もめいわくします。婦人と労働だけでなく、政府が積極的にとりあげなくてはいけない」と説明していた。

第三議題については、やはり深夜業、同一賃金、母性保護問題が中心となった。このうち、最も興味のあるのは、マルウエイの平等給与委員会についてであった。ケイザリング夫人などは当局

に、ぜひ一冊の書物にまとめて紹介してほしい、と注文をつけているほどだった。それ程、この問題は、先進国といえども、婦人労働にとっての「悲願」なのである。北欧三国にそれぞれ設けられているこの委員会は、かなり積極的な意味をもっているようであった。委員会の構成は、労・使・政府の三者からなり、この会議に出席したヴァンゴネス夫人は政府側委員とのこと。そしてノルウェイでは各政党にもこの研究機関があり、一九六七年の批准を目標に研究がすすめられているし、批准後は監督機関としての役割をもつ、とのことであった。また、批准はしていないが、カナダでは各州ともに、平等でない場合は労働省に訴えることができる、とのことであった。

ILO事務局のスタッフの一人ランデ氏は「差別廃止の批准はしても平等給与の批准はしない国が多いことを興味なくながめています」といっていたが、問題は、この辺にもあるのではないだろうか。平等の解釈についても（とくに性に関連して）必ずしも徹底しているとはいえないようである。

実践にあたっての今後の課題としては、職業訓練についてはフランスのヌスボム夫人から、地域会議だけではなしに産業委員会へかけてはどうか、との提案がなされ、私も大いに賛意を表しておいた。

わが社のカウンセリング活動

加藤発条株式会社の実施状況について

佐 藤 勝 重
(同社カウンセラー室長)

一 会社の概況

当社は、本社を横浜市保土ヶ谷区岩井町五一に、横浜工場を同区狩場町一七九に、戸塚工場を同市戸塚区上矢部町二二六五におき、現社長加藤三郎が三二年前に創立し、各種金属ばねの製造販売を営み、従業員数は男二九三、女一九一計四八四名で平均年齢二二・六歳、平均勤続三・七年であります。

二 カウンセリング制度についての考え方

従業員は、会社のなかにあっては職制の上からも、生産工程のうちにあって、互いに人間関係を持ち、

また、五〇〇人近い集団において、個人個人が日常のふれ合いを通じて、好感とか信頼とか尊敬などによって結ばれる人間関係があり、ここに上役の信頼、同僚の融和、公正で安定した賃金、昇進の希望、安全で衛生的な職場、企業の繁栄など、このほか、家庭にあっては、親子関係、兄弟姉妹の関係、夫妻関係の円満、生活の安定その他もろもろの欲求をもつものです。

会社のなかにおいて、真に望ましい人間関係というものは、労使の間に十分意志が通じ、強制とか、説得などによって気の進まないまま仕事をすると、これは、経営者にとっても望ましいものではありません。

それには、複雑な人間関係から生ずる悩みを解決してあげること、特に青少年従業員を多数使用している当社としては彼等のもつ欲求を正當に充たし、目標に向かって正しく指導していくことが、大切な子弟をおあずかりしている雇用主の義務であるという社長の考え方から、この制度を昭和三八年二月一日に導入したものであります。

三 カウンセラー制度

(一)相談室の名称 人事相談室・身上

相談室など考えられましたが、「カウンセリング室」としました。

(二)室の所属 当初、総務部所属にしましたが、後に重役室直屬に変更しました。それは、職場での不平不満とか、個人的な悩みについての相談をうけるのですから、そのことが直ちに人事課につながるかの如き疑念を抱かせないで、もっている悩みを思う存分話してもらおうよう配慮したことと、相談は会社全体の従業員から受けるものであるというたてまえから所属替えをしたものです。

(三)室の所在 従業員が気やすく利用できるような横浜工場守衛室の隣りに設け、室は和室四畳半を改造し、出入りの際、人目につかないよう専用の机・椅子・時計・花器などの選択にも気をくばり、お茶の接待などもできるように、来談者が落着いて十分相談できるよう工夫しました。

(四)カウンセラー 私が労働行政に長らく携わっていたことから、社外からカウンセリング室設置と同時に採用されました。

(五)利用範囲 従業員およびその家族としました。

(六)面接の日時 面接は、会社の休日を除き、なるべく昼休み、または終

業後とし、都合で勤務時間中でも上司の許可があればよく、この時間は就業時間とみなしてあります。

(七)相談内容 よろず相談をたてまえとしています。

(八)面接 面接は、来談者がカウンセラーとの話し合いにより来談者自らの考え方で解決の方向が見出だされるよう援助を与えるもので、決してカウンセラーの独断をしいたり、お説教に終わるようなものでなく、人間尊重の立場から、あくまでも助言援助により来談者が成長し、自らの責任において悩みを処理することのできるようにしています。

(九)秘密の保持 カウンセラーとして最も大事なことは秘密を守ること、来談者が心おきなく話すことのできるよういつも心掛けています。なぜならば秘密のろうえいがカウンセラー室の存続を左右することがあるからです。

四 カウンセラー室の活動

(一)宣伝活動 さて、私はカウンセラーとして外部から採用され、この仕事については全くの素人であり、店開きしたものの相談にきてくれるだろうかとか心配でなりません。そこでまず何事も宣伝だ、とばかり早速「社内報」に掲載すると

もに、「弱きものよ、おまえの名は人間なり」(内容1、人間には必ず悩みがある 2、どんな種類の悩みがあるか 3、悩みはどんな形の人にあるか 4、悩みの芽は早いうち)に摘みとれ 5、人事相談制度について」という見出しで八頁のパンフレットと、一二頁の「カウンセセリング案内」を印刷し、全従業員に配布するとともに、カウンセセラー室が開設された主旨などを簡単に書いた宣伝ポスターを全社の各課毎に掲示しました。この掲示の方法はその後実施しています。勿論社内巡回は暇があれば毎日行なうようにしています。

(二)アンケート 昭和三十九年三月に宣伝もかねカウンセセラーに相談したいことがあるか、とか相談内容はどんなものなのか、など七項目に亘り横浜工場の役職者を除く男一六一、女一五五、計三一六名につき調査用紙を単位職場を通じ配布、回収する方法で実施しましたところ、相談したいことがあるという者が四〇%近くあり、また相談したい事項も一八六種に及んでいるなど、カウンセセラー室に対する関心度が高いことがわかりました。

(三)最初の月の相談者 昭和三十九年一

月(前年一二月は開設準備に追われ、実際に相談を受けたのは昭和三十九年一月から)の最初の月に、九名の相談者があってはっとしました。その主なものは、同期化により時間外勤務が少なくなり、賃金が減少して困ったこと、自動車運転免許を取得し運転の業務にいたが、賃金の考慮はないものか、家庭が複雑で家を嫌い宿舎に入りたいが、などという問題でした。

四相談状況 最近の取扱状況は月一五から二〇件、面接回数は三〇から四五回程度であります。ここに昭和三十九年(一月から二月)中に取扱った問題(一一九件)と比率を示して、ご参考に供したいと思ひます。

1、問題の比率(%)	
(1)職場関係(六二・三九)	
イ 服務関係 二一・一〇	
ロ、給与関係 五・五〇	
ハ、人間関係 一一・九四	
ニ、雇用契約 三・六七	
ホ、配置転換 七・三四	
ヘ、退社関係 六・四二	
ト、職場雑事 六・四二	
(2)個人関係(三・七六)	
イ、法律問題 一一・八二	
ロ、経済問題 一・八二	
ハ、諸手続 〇・九二	

ニ、住居問題 三・六七	
ホ、生活指導 三・六七	
ヘ、親子関係 三・六七	
ト、友人関係 〇・九二	
チ、異性問題 〇・九二	
リ、結婚問題 四・五九	
ヌ、家庭雑事 四・五九	
2 男女別	
男三八・五三 女六一・四七	
3 未婚既婚別	
未婚六七・八九 既婚三二・一一	
4 年齢別	
二〇歳以下 四二・二〇	
三〇歳以下 三三・〇三	
四〇歳以下 三・六七	
五〇歳以下 五・五〇	
五十一歳以上 一五・六〇	
5 問題の解決	
解決 九〇・〇〇	
中止 二・五〇	
継続中 七・五〇	

五 むすび

以上大要について述べましたが、カウンセセラー室開設以来、有形無形の成果は大であったものと確信しております。

カウンセセリングは、原則的には、カウンセラーと来談者が一対一の関係において面接し、来談者の問題が解決されるよう援助を与えるもので

あると思いますが、今後の問題としては一対一の面接にとどまらず、グループカウンセリング(集団面接)のほか、社内カウンセリングの理念を導入する手段として班長・副班長級のいわゆる監督者層に対する教育と、病欠欠勤者についてのカウンセリングの三点について、順次実施することを計画しております。

病欠欠勤者については、昭和三十九年中の疾病統計によりますと、日数において全体の三二・二三%が感冒性疾患であり、胃腸疾患者は二七・〇一%であって、両者を合わせると五九・二四%と約六割を占めている状況であります。

この六割の欠勤日数のなかには肉体的な問題の外に精神面の問題が多あるものと考えられますので、これらの者につきカウンセリングを行なうことにより、心にひそむ問題を解決してあげたいと思っております。

なお、当社にはカウンセラー室の隣りに保健室があり、からだの病気については保健婦が担当し、カウンセラーとともに心身両面に亘る悩みの解決に万全を期しております。読者の皆様方の事業場でも、この制度を導入して、人間関係を改善されることを希望するしだいです。



農村で働く年少者のこえ

—「働く年少者の生活文」から—

◇僕は農業に生きる◇

鈴木 一二
(福岡県・農業)

僕は現在、八十歳になる祖父と二人で農業をしている。そして二か月前に、この仕事に生涯をかけようと決心した。郷土山田市は全国一の小さな市だそうである。石炭で栄えただけに閉山が相次ぐと人口は減る一方で、今や日本一の小さな市ということになったわけだ。そのうち農業を営んでいるのは五パーセントもないようである。

僕のうちは市の東南のはずれにあって六、七年前までは付近に炭坑があり人間もようよしていたが、これも閉山になると静かな地域となった。一町一反ばかりの田と二反ばかりの畑を作っている。僕は生来楽天的で、他人も朗らかな面白い男と思っているようだ。しかし、これまでにはさんざん家庭的な苦勞をなめてきた。

母が父と意見が合わずに家を出たのは、まだ僕が小学校一年の時分であった。そして父は二年前僕が高校に入学した年、他界してしまった。父の手一つで

兄弟三人育てられながら中学校にも通っていたのだが、早く卒業して、父の手伝いをしなくてはならないと思っていた。だから僕は高校は定時制を選び、昼は家で働くことにした。しかし、こんなことでは家にばかりくすぶっていかなくてはならぬかと考えると残念でならなかった。

ところがある日、別府にいる母から手紙が来た。全日制の高校に行かせるから別府に来ないかとのこと、僕は天にものぼるうれしさで、父や祖父の意見も聞き入れず母のもとへとんで行き、別府の高校に入学させてもらった。男女共学の明るい愉快な高校で毎日楽しかった。しかし郷里では父が亡くなって、その後は祖父が唯一人の家を守っていることを思うと、この高校を卒業するまで、母の許にいてもできず、二年の二学期に涙をのんで再び祖父の待つ山田へ帰って来た。

そして二か月前までは、この仕事がいやでいやで、また母の所へ逃げて行きた

いと何度思ったか知れない。それに土にまみれて働いている姿を学友や同年の者たちに見られるのが何故か恥ずかしぐみじめだった。でも今は違う。あんなにいやいやながらやっていた農業に、ふとしたことで楽しみが生じ、何やら希望が湧いてきたのだった。

自分がまいた種が一週間二週間とたつうちに芽が出て青々とした葉がしげる。一日一日成長してゆく姿を見ていると、美しいなあと思ひ楽しくなつて、一日に一度はその畑に行ってみないと気がおちつかないようになってきた。僕の父も今僕が味わっている気持ちを何十年間という間味わってきただろうと思う。農業の新しい出発は、三十九年十二月十五日でいろいろの過去を清算して、この日から農業に自分を賭けた。

まだ僕が高校に通っていたころ、父に代って農作に従っていた祖父を、夏休みの間手伝ったことがあるが、そのとき、年老いた祖父がこれだけの仕事をやってきたのかと感心した。

その時、何かしら胸が熱くなり涙が出た。僕が祖父に代って農業をしなくてはという気持ちで、農業というものが、自分のためにどういう利益になるか、将来のことなども考えても見ないで、ただ祖父がかねいそうだから、百姓をしてやろうという一途な気持ちで高校をやめ、農業をする決心をした。

それでも山田に帰ってから僕はどうい

ても高校に行きたくて祖父に相談してみたら駄目である。僕も躍起になり田や山を売ってその金で学校へ行かせてくれと祖父に談判したのだが、そこでいつもの祖父の説教が始まった。そのうち涙をこぼして、祖父が「二、お前が百姓しない、おやじやいさんが作ったものが、おじいさん一代で終ってしまうのが、おしい」祖父の涙には僕も弱い。涙をこぼして説教してくれる祖父がかわそうて前後の見境もなく、農業をしてやろうという気持ちになったのである。

最近になって農業の将来のことについて考えてみた。すると、あれをしてやろう、これもしてやろうという欲も出てきて、以前の生活よりも一日一日にはりあいがでた。僕が始めて手がけたのは馬鈴薯と春ごぼうの植えつけであったが、自分が手を下したというだけで弟のようにかわいくて、毎日のように手入しないと気がすまない。こういうことから農業に関心と興味をもつようになったわけで、これこそ僕にとって最大の収穫だと思っている。今後自分の希望を達成するため五年間は基礎作りをしていこうと考えている。

僕も農業がいやであったように、現在農村青年連は不満を抱き都会へ行ってしまうようだ。農家には嫁に来る人もないという。果たしてこれでよいのか。もともと農業をする若者に夢のある経営を考えたいかねばならないと思う。祖父に話す

と、昔は朝早くから夜遅くまでとにかく働くことが百姓に与えられたつとめで、休日などはもっての外であつたらしい。

百姓する以上働かねばならぬ。しかし、がむしやに働くことばかりが能であるうか。若者にも魅力のある農業にするためには、もっと合理的に働かなくてはならない。

若い僕達が産炭地の今後のあり方に取組み、工場誘致などと共に農業にももっと研究的態度で臨み、果樹や畜産・植

◇一生をかけた賭け◇

菅崎干佐子

(宮崎県・農業)



三方に深い山波をもつ川南台地——今朝もさわやかな春の風に響くエンジン音が私の肌をさす。

農業経営者——私は今、この自然を相手とした大地の企業に自信と希望をもって取り組もうとしています。百姓ではなく、農業という企業のない手として。

私が、農業に生きようと決心したのは、そもそも高校入学がきっかけでした。それまではやはり都会の空にあてがれ、

「画家」とか「詩人」というものに野心を燃す少女だったのですが、収入源も働き手も少ない我が家において、私は、働きたがらなくても学べる近くの定時制高校を選んだのでした。農家に生まれ育ちなが

林と多角経営に手をつけ、楽しみのある豊かな農業にしていけるようにしたいと思っている。

僕の農業経営はまだ赤ちゃんだから祖父の教えを受けながら、経験を積み、篤農家にも会って教えを受け、研究して行きたいと考えている。今の僕は一応この職業に対する心構えだけを確立することができた。大抵の苦勞は乗り越えられそう。なんとかして立派な一人前の農業経営者になりたい気持ちでいっぱい。

ら、農業というものに全く未知だった私が、土曜、日曜の休みを利用して懸命に鉄をふる——鎌を握る手にはいくつもマメが破れ、指は節くれ、切傷は耐えない

——事実、それは苦しい毎日でしたが、そんな生活の中に私は将来の夢を描くようになったのです。土と汗に染まる身体は、どんなことにも崩れない岩を作りつつあったのです。

それでも最初の頃は全日制に通う友達をしりめに父母の畑仕事を手伝うのはつらい事でした。帽子を深くかぶり小さな声で挨拶のみをかわす姿——しかし、も

ともと負けん気の強い私は「あの人達が机の上だけの勉強なら、私は自然の中で勉強してやるのだ」と、それは意地にもやけくそにもとれました。また、働くだけの父母や老いた村人ゆとりこになつていく自分が情けなくなることもありまし

たが、常に心の一角に「農業」が魅力的なものにうつっていた事も疑えませんが私は思いついて土に取り組みもうと決心しました。しかし、考えていたように甘くはなく、働き手がふえたからといって決して楽になる企業でもありませんでした。

一昨年の集中豪雨、昨年の長雨による早期水稲の不時出穂、麦の枯れうれ、そして今年の水不足による田植えのおくれ等々、毎年違った形で暴力を企てる自然の数多い武器にも耐えて収穫した農作物はあまりにも安く、生産の喜びは消え、後に残されたものは、踏みにじられた生活と根をおろした借金にすぎないので

す。年々、若者が華やかなネオンを求めて農業を後にするのも、昔からの因習とか嫁と姑の問題だけでなく、みんな働くことに幻滅し、その氣力を失っているのです。

これまでの農村生活はあまりにもみじめでした。まだ星の残る早朝から夜は月の光をたよりに働いて得た収益がどんなにわずかなものであるか幼い頃から身をもって体験してきた彼らに「後とりになれ」「農家の嫁不足」などと強制したり、嘆いたりする前に、農業改良をはかり、少しでもよりよくするのが先決問題でしょう。進歩のないところにいたってやっ

ていけない、高校卒の資格さえあればいい——などとやる前から不可能と決めている彼らの氣持を理解するのに私は苦します。

しかし、それとは反対に農業に強く根をおろした仲間のいることも事実です。声も顔さえも知らない人達が自分と同じ日本の大地にしっかりと立っているのだと思う時、身体に希望のみなぎりを覚えます。父母を手伝いながら実地に学ぶ中で、今後の農業は専門化しなければなら

ないと痛切に感じた私は、酪農でやろうか、果樹あるいは野菜園芸でやろうかといろいろ思索しましたが、結局、土壌・気温等の自然条件に適していること、食生活の向上・加工等の点からも将来衰えることはないであろう最も身近なミカン栽培に落着いたのです。

ミカン栽培についてもっと勉強の必要を悟った私は他県視察を夢み、ミカン栽培を真剣に考えるようになったそんな時でした。夏休みを利用して四国宮農実習の行なわれる事を耳にした私は、何度も父に話しかけ、ようやく参加の機会を得ることができました。父に許しを得た私は元氣百倍で愛媛県の南予ミカン栽培の中心地、立間に足を入れたのでした。傾斜地に植えられたミカンの山々。その下に広がるモダンな家なみ。頂上への道を突っ走る乗用車——イヤ、それだけでなく、農業法人の設立、月二回の休日、主婦の立場、青年の活躍——理想にも近い

理想にも近い

現実の姿に私達はただ驚くのみでした。そんな現実をみいだした私は、いっそう農業経営者の生き方に、そしてミカン栽培に自信と誇りを植えつけることができました。

今、私の町では、酪農とミカンを主体



略字について

私は長いあいだ、編集の仕事にたずさわっているが、他人の書いた原稿を訂正し、校正する。その際、用字についてたびたび起る疑問がある。

戦後は国語の面でもいろいろ改革が行なわれ、当用漢字や学校漢字が定められたり、送りがなやかなづかいが改められたり、略字を正字として取扱うことも行なわれるようになった。私たちは一応これに従って編集の仕事をすすめるのだが、これらの規則はまだ国語改革の過渡期の段階にあるもので、実際にあたって戸惑うことが多い。

私が今編集している「婦人と年少者」には資料が多く、その中には「年齢」「〇歳」という言葉が非常に多い。その言葉を書く場合、大部分の人が、「令」「才」と書く。この二字は訂正しないで印刷に回すと、そのまま「令」「才」を入れてくる。使用頻度が多いので、校正のとき、ずいぶん手間がかかる。この二字は、文部省調査局編集の「当用漢字」(昭和三

とした農業構造改善事業が推し進められていきますし、また昨年はりっぱなミカン運果場もでき上がりました。

——山々の傾斜地に黄玉の甘ずっぱいにおいが包み、突っ走る乗用車を運転するのは若い主婦——、若者を引きつけず

五年)の中に、「歳」「齡」として、才と令とは別にちゃんと生きている。

たしかに、この二字は文章を書く側から言えば画が多く、いそいで書くときなどは、当然略字を使いたくなる。しかし正字と略字の意味は全く違っている。近ごろでは、この略字を用いる人たちは略字を正字と思っているのではないかとも思われる。ところで、原稿の労働基準法の引用文の中にこの略字を正字に直そうとして、もしや、と思い、小六法で調べてみたら、「歳」については「才」を用いているのを発見して、戦後派の法律とは言いながら、法律ともあろうものが何か割り切れない気持ちになった。

同じ戦後出来た法律でも「児童福祉法」では、「正しい字を用いている。このような用字の不統一は、現在の用字の混乱をそのまま現わしているものだと思う。現在、当用漢字の中には正字として用いられている略字がたくさんある。しかし、「円」にしても「実」にしても、ほかに、意味の全く違う同じ形の字はない。だから意味の上での混乱はないからよいが、「才」「令」、あるいは労働組合や革新政党

にはおかない企業——これこそ、二十日間の営農実習から学び得たところの収穫であり、私が一生をかけた賭けなのです。この広大な土地においてやれない事はないと信じます。

今年ミカンの花もあふれんばかりの

などが好んで用いる「斗(闘)」などは、その字に別の個々の意味がある。これらの文字の元の字を知らない戦後派の人たちには、これらの文字は音表文字としての価値しかないわけで、漢字そのものの本来持っていた意味を失っていることになる。

だいたい、略字というものは、最初、書く上での便宜のために生まれてきたものだと思う。歳という字の下部の「タスキ」を略字として用いていたのが、いつの間にか「才」になり、齡のヘンを省いてツクリだけで、完全な齡の代りに用いたのである。この二つの略字は、幸か不幸か、正字と同じ音を持っている。いっそう略字を正字と思ひ込ます結果になったのである。

もう一つ従来「箇」の略字として用いられていた「ヶ」であるが、戦後は、官庁その他、一般の文書では、片仮名の「カ」を用いている。これは戦後の用字の原則として発音に近い文字で表現するということからであるが、この場合、片仮名を用いているのは、従来用いていた「ヶ」を、片仮名のヶであると解したから

咲きようです。私は、国の基礎は農業だと言った仲間の言葉と自分の力を信じて、遠く未来の希望と近い将来の計画をもって大きな生きがいのある、働きがいのある大地に、今日も立つのです。

ではないだろうか。私は、「ヶ」が箇の代りに用いられたのは、箇の竹カシムリの一つが略字として用いられたもので、片仮名のヶではないと思う。だから、もしこれを発音どおりに更めるのなら、片仮名の「カ」を用いる必要はなく、平仮名の文章の場合は当然、平仮名の「か」を用いるべきだと思う。この点は、文部省でも、教科用図書の用字例として、平仮名を用いるように指示していたと記憶している。

私も、画の多い字を簡単な字に改めることは賛成であるが、略字にするなら、別の意味を持つ他の字と混同されないように、字の形に多少変化を与えて、正字として決めていただきたいと思います。たとえば、歳という字なら、タスキのように斜めにして点を打つとか、令に簡単なヘンをつけて齡に代るものとするといったように。その場合、漢字の出生の地である中国の漢字改革と連係が取れるなら、いっそうよいと思うのだが、どうであろうか。

(やまだ・かかし)



農家主婦の

賃労働について

最近、農家主婦などで農作業に従事しながら、日雇い・臨時工として働くものが増加している。その理由のひとりで、農用機械の普及により時間的余裕が出た反面、購入機械の支払い、消費生活水準の向上、教育費の膨張などにより現金収入への依存が高くなったことがあげられる。一方、地方都市の工場誘致、土木建設事業などへの雇用機会の増大も見のがせないことである。しかし、農家主婦のなかには隣近所の主婦が働きに出るからという、ムードにおされて働きに出るものもあるという。

婦人少年局では農村婦人問題の実情把握のため、昭和三十九年に関係機関・有識者を対象とする農村婦人問題懇談会を本年は新設された農村地域担当婦人少年室協助力員を中心とする農村婦人問題連絡会議（本誌20頁）を開催したところ、全国的に農家主婦の賃労働化が話題になったので、その一端を紹介することにした。

一 実情と問題点

農家主婦・嫁が現金収入を得るために

日雇い・臨時工などに出るものが多いところが全国的に問題視されている。仕事の内容はさまざまであり、製造工場臨時工、道路工事人夫、土木などが多いが、観光地などの旅館の女中（茨城・新潟・長野・鳥取など）ゴルフキャディ（埼玉・愛知・大阪）が目につく。その収入は製造業・旅館女中等で一時間五〇～六〇円（水戸市附近）ゴルフキャディは日当四五〇円程度で、月収五、〇〇〇円～二万円（愛知）が多いようだが、大阪のように、送迎用のバス付で、収入が二万五千円～三万円というところもある。

季節労務者として県外就職する農家主婦も見られる。例えば、大阪府職業業務課の調査によれば、石川・福井・富山などから一、三三一名の季節労務者が来府し、この内訳は九八名が農家婦人で、仕事の内容は田植え・稲刈、みかんの取入れである。これらの多くは農家主婦で、年齢は三五歳〜四〇歳が多く、大阪の農家の台所を見たいので来る主婦や、元村

長夫人などもあり、収入だけの目的でないことも一つの特徴といふことである。

【事例】

主婦が家庭を留守にすることから、子女の世話・教育・食生活がおろそかになり、家庭にうるおいがなくなったという声が多い。農村にも都会と同じ「カギツ子」が多くの県で話題となっている。例

例えば、火事の心配のため、子供が学校か

ら帰ってきて、火を使わせないように
しており、そのため、子供は寒くて家に

いられず、外でウロウロしていることが多く（兵庫、生活改良普及員）、保育施設

などの対策が検討されているところが少なくない。家事・育児についての老人の

負担も増大しているようで、老人の過重労働も指摘されている（埼玉・農協婦人

部下。この対策の一つとして、主婦が家庭に収入が得られる方法が検討され

ており、内職の普及をとりあげている県が多い。しかし、内職の工賃が安いとこ

るから、**肥料**をひき上げる方法の検討がなされている（富山）。

二 團體の事例 (主として農村地域担
当協助員の発言より)

！ 船く時を知らず

農作業と只雇い労働などのため農家の

主婦の労働時間はいちじるしく長くなっている。そのため、主婦の過労が問題と

なつてゐる反面、君妻のなかには家にい
るより日雇いをたのしんでいる風潮も見

られる。

【事例一】 家庭用電気用品の支払のため、主婦が地域の各種工場に働きにいき過労になっている。例えば、朝四時から農作業をし、八時～一七時までは工場で働く。工場から田へは直行し（野良着は姑に田まで持ってきてもらっている）、

夕暮まで農作業をしている。(富山)

これと似た事例が宮城・静岡・三重・長崎などの県でも指摘されている。

【事例二】 近くの二交替制の機業場に
働きにいき、早番の時は朝四時頃出勤

し、午後帰つてから田へ出て働く。遅番の時は朝早く田で働き午後出勤し、夜一

一時に帰るといふはげしさである。食事時間がずれ不健康である。夫の顔を一週

間もみないものもある。(石川)

2 仕事の内容等について

農家の主婦の臨時工・白雇いなどの職種については、既に「実情と問題点」の

なかで述べたが、化粧品セールス、工場
の掃除婦、そのほか、都市近辺の農家で

は、行商、料理店の皿洗いなどもみられ

またこれらの主婦を最近では金社のハ
スで送り迎えする例が多いようである。

【事例三】 農地の少ない農家では行商

をしなければ生活できないので、農家主婦（四〇～五〇歳が多い）が一月平均

二〇日間、七〇K_g程度の農作物を背負い、東京方面へ行商に出ている。そのた

め、高血圧で病むものが目につく。悪いと思ってもとめるわけにもゆかず良策がない。(千葉)

参考までに千葉県印旛支庁「行商実態について」(昭・39・8)より次に抜す。行商者四、〇五四人中九八名が農家主婦。行商の売上高は一日二千元、三千円が四四%で最も多く、家庭経済への影響は家計収入の一三割が最も多く全体の四〇%である。行商をする理由は「暮しのたしになればよい」が四六%、「行商しなくては暮せない」が三六%となっている。

【事例四】 ゴルフ場が出来るまでは純朴な農村であったが、ゴルフ場が出来、その整地工事(日当五〇〇円)や、キャディ(月收入最高二万、最低七、八〇〇円)等で働くようになり、そのため、母親は子供を放ったらかし、農業もうつつやって、ゴルフ場に働きに出ている。母親が働きに出るようになったので、近在の保育園では今年から四年保育をはじめた。また、姑も嫁もゴルフ場で働くようになった。今迄不仲であった嫁・姑が仲良くなったという例もみられる。(愛知)

【事例五】 農家主婦の送迎のために小さい部落にも会社のマイクロバスが五、六台も入ってくる。家には祖父母と小さい子供だけになり、子供の小遣がかさむという。一日あたり、中学生七〇〇八〇円、小学生二〇〇三〇円である。主婦が働くようになり、現金収入はあるが貯金

はせず、自分や子供の身なりに金を使っている現状である。(愛知)

【事例六】 主婦が農閑期に婦人会の世話で送迎バスによりかんづめ工場に働きに出ている。バス所用時間二時間程度。(広島)

3 主婦の県外出かせぎについて

農家主婦の県外就職は田植え、稲刈り、みかんとりなどの農作業が多いが、紡績工場に働いている例もみられる。

【事例六】 冬期に一月間、岡山の紡績工場へ出稼ぎにいった農家の若い嫁の感想は、「食事は総て用意してもらえ、自由時間は化粧でも何でも好きなことをしていれば良く、顔・手なども美しくなり、帰りがたくなかった」ということである。結局、農家の生活が余りにもうるおいがなく、生活に追われていることと考へねばならないことと思う。(鳥取)

岩手I地区でも、若妻たちが集団で静岡、神奈川方面にみかんもぎに行った場合、鳥取の農家の若嫁と同じような感想をもらしている。

【事例七】 農閑期の主婦の出稼ぎは、村内または近在の織物工場、眼鏡枠製造工場、包装工場等の臨時工が多く、工場のバスで通っていたが、不況のため、今年の採用は殆んどなくなり、農協の幹旋で県外(主に大阪)の稲刈応援隊として四二〇人が出かけたが、主婦達は気分が晴れて楽しい、環境のちがった農村で生活することはいろいろ勉強になると喜んで

ている。(福井)

【事例八】 昭和40年の秋は約一、四〇〇名(石川八、一、福井四一九人、鳥取一〇五人)の農協季節労働者のほとんどが婦人であった。仕事は稲刈り、みかんもぎで賃金は職役を通じてきめた石川八、一、〇〇〇円、農協対農協できめた福井八、一、〇〇〇円でいずれも男子より一〇〇円安い。但し、みかんの産地のなかに、男女同一賃金のところもある。(大阪府職業々務課)

4 内職について

農家主婦の日雇いなどの増加のため、家事、子供の世話がおろそかになることから、家にいて出来るだけ内職を、適正な工賃で行ないたいとの声は多い。また内職がさまざまな型で家庭で行なわれているため、主婦の過労が問題視されているところもある。

【事例九】 農協では縫製を奨励し、出かせぎを切りかえるよう提唱している。豚は毎月一頭売れば一万円の収入になるので、だんだん養豚が盛んになりつつある。この他、ビニール袋編みをすすめて

おり、誰にでも簡単にでき、夕食後三時間くらいで三、四個編める。一個の工賃は二五円である。(愛知)

【事例十】 農業労働は機械の導入で楽になり、余暇時間を内職にあてるものが多くなった。A地区では電気器具工場の下請けで、部分品作りの内職を夜中までしている人も多い。収入があるという喜

びで眠くないという人もあるが、過労になっている。(京都)

【事例十一】 最近、タオル・メリヤス・セーター等の製造工場が農家に投資させて納屋に機械をすえつけ、家庭で内職をさせる例が見られる。一日三五〇円位の収入になる。また、年二回ほど会社の招待旅行もある。朝七時頃から夕方まで働くことにより家庭を顧みられなくなるため夫たちから苦情がでて、時間協定をするようになった。内職収入はよくなったが、機械一台七、一〇万円出資するので農協等から借金をしている。(京都)

5 家庭への影響

前記で既に述べているとおり、農家主婦の日雇いなどの増加にともない、老人の農作業・家事育児の負担の増大、子供の世話、健康管理等についても問題が多く、具体的な対策がのぞまれている。

【事例十二】 五〇代前後の夫婦が出稼ぎで留守のため、七〇歳の老婦と中学を卒業したばかりの孫とで農作業をやり、老婦は栄養失調と過労で倒れた。(宮城)

【事例十三】 F地区では若い婦人は皆働きに出、老母が農業に従事するため、六〇、七〇才の婦人の過労や病気がふえ最近も、自覚症状のないまま老母の結核が進み、たまたま骨折のためレントゲンをとって発見された例もある。(京都)

【事例十四】 M郡では老人に育児がまかされているため、日光浴不足から乳幼母のクル病が多い。(兵庫)

女子大学卒業者の就職状況



最近女子大学卒業者の就職難がいろいろ取沙汰されており、特に景気調整の影響が深まった四〇年には一段と就職口が狭まり、さらに四一年三月に卒業する学生に対する求人は激減することが予想されている。このような事態に対して、当面している学生側はもとより、企業側をふくめて社会的にもいろいろ問題が提起されており、婦人労働の今後のあり方などに対する再検討が要求されている。

一 大学卒業者の推移

文部省学校基本調査によれば、昭和三九年三月卒業した女子は、短期大学で三八、〇〇〇人（男子一三、〇〇〇人）、大学二四、〇〇〇人（同一二五、〇〇〇人）で、あわせて六二、〇〇〇人の大学卒業者があったことになる。短大卒と大学卒との割合は三対二で短期大卒の方が格段に多く、男子の短大卒が大学卒の一〇％にすぎないのと比べるといじらしく特徴的である。

これを五年前の昭和三五年にさかのぼってみると女子の短大卒は二一、〇〇〇人であったのに対して大学卒は一六、〇

〇〇人、その比率は約五対四であったのであるから、近々五年間における短大卒業者の増加には大きなものがある。とくに三七年以降は年々数にして五千人以上、増加率にして二〇％前後の割合で増えている。増加の傾向は男子も同様で三八年の対前年増加率は一二％、三九年は一七％と急増し、三六年までは減少の傾向を辿っていたことからみて近年の激しい変化がうかがえる。

女子大学卒業者についてみると、短大卒ほどではないが年々の増加率は高くなるばかりで、三八年以後は男子の増加率の二倍前後となつてい

る（表一）。

すなわち

三五年を一

〇〇とした

指数でみる

と三九年の

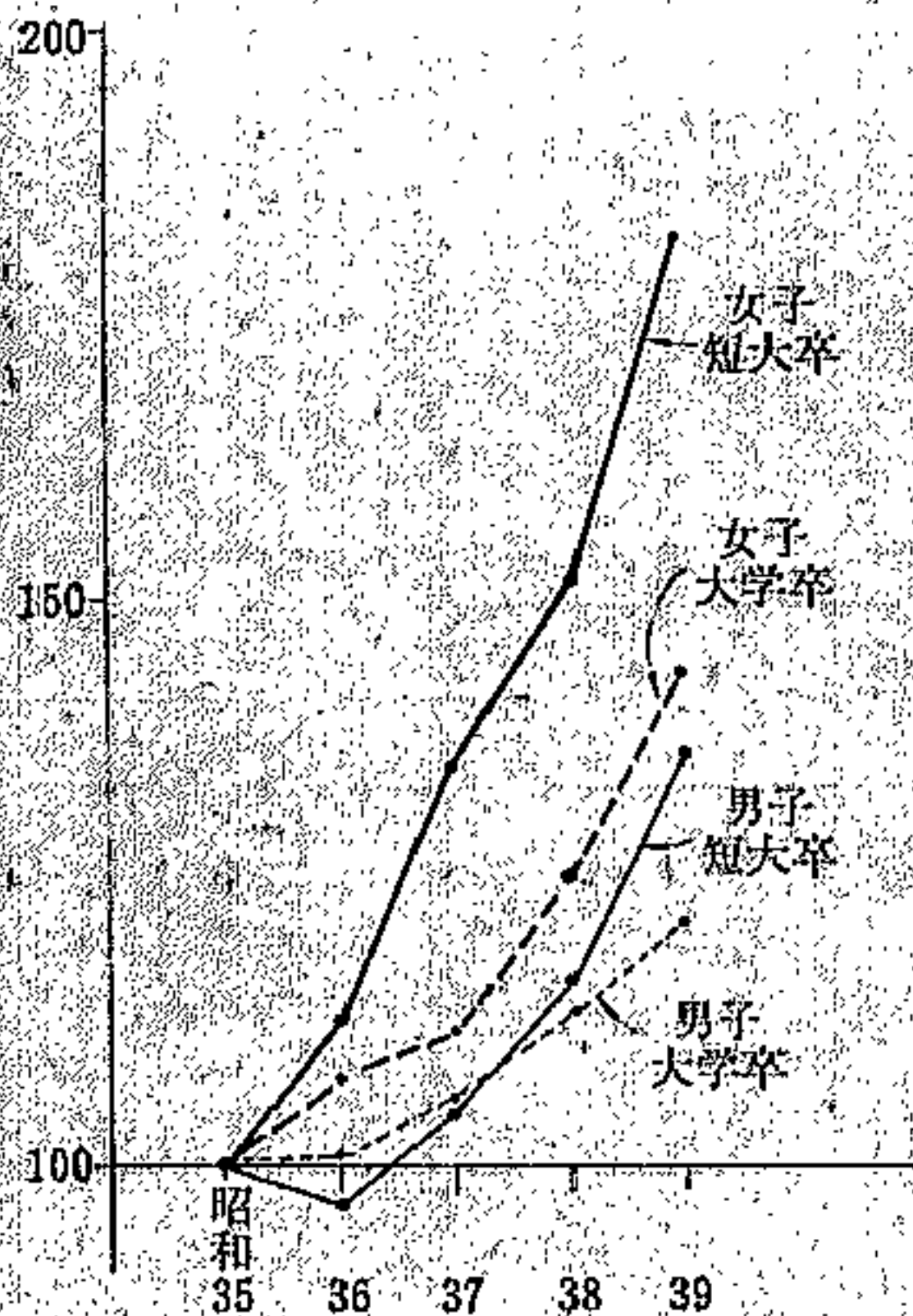
女子短大卒

は一八二

（男子一三

七）、大学

図1 大学卒業者の推移（指数）



文部省—学校基本調査

表1 大学卒業者の推移

	短期大学				大 学			
	女子	対前年率 比	男子	対前年率 比	女子	対前年率 比	男子	対前年率 比
昭和35年	人 21,041	% +6.5	人 9,360	% -0.9	人 16,448	% +6.0	人 103,361	% +0.9
36	23,799	+13.1	9,094	-2.8	17,699	+7.6	104,280	+0.9
37	28,511	+20.0	9,787	+7.6	18,394	+3.9	109,759	+5.3
38	31,833	+11.5	10,928	+11.7	20,652	+12.3	117,829	+7.4
39	38,179	+19.9	12,816	+17.3	23,667	+14.6	125,717	+6.7

文部省—学校基本調査

卒は一四四（男子一二二）となつていて、短大では三五年の倍近く、大学卒でも一・五倍となつている（図一）。このように三七、三八年以降の急激な増加については、三五年から行なわれた所得倍増計画にもとづく経済発展により高等教育をうけた人々を要求する労働市場がひろがったことも原因の一つとしてあげられようが、女子については一般的な教養レベルが上がってきたこと、またこれを支える経済的な基盤がととのってきたこと、あるいは専門的、技術的能力を身につける者が徐々に増えてきたことなどがあげられよう。男子の増加、とくに短大卒の急増は主として、産業の要求を反映するものとして技術畑を専攻した者が増えたことによる。

三九年卒業の女子について専攻学科別にみると、短大では家政を専攻する者が最も多く、全体の過半数五六％をしめ、文学の二四％をあわせて卒業生総数の八〇％がこの二つの科目に集中している。三五年以来の傾向をみると、この二つの科目に八〇％が集中していたことには変わりがないが、家政を専攻する者の割合が五年間に相対的に低くなり、文学が高くなってきている。即ち三五年を一〇〇とする指数でみると、三九年における家政は一八三であるのに対して文学は一九八と殆ど倍加している。このほか、絶対数では少ないが、卒業生が激増した学科

は工業(一四〇名)、法政商経(一、六四〇名)、芸術(一、六二三名)などで、三年に比べ、それぞれ四倍強、三倍弱、二倍強となっている。また学校別にみると女子の殆ど九〇%が私立の大学で、昼間の学生であったことが特徴的である。これに比べて男子は法政商経(総数の四七%)・工学(三八%)の二科目に集中しており、特に工学のなかの機械工学・電気通信工学などの増加が目立っている。また男子は女子に比べ国立・公立大学卒の割合が高く(三四%)、また夜間生が過半数であることが特徴的であり、働きながらより高度な技能を習得しようとする者が多いことが推測される。

大学卒についてみると、女子は短大卒と傾向的には似ているが、より専門的・職業的といえ、家政を専攻する者の割合が減って、教員養成が増えている。しかし最も分布割合の高いのは文学で、これが全体の四一%、教員養成が二四%、家政一〇%、医歯薬一〇%の順になっている。三五年以来の傾向としては文学を専攻とする者の割合が他の科目に比べて高くなっていることが注目される。すなわち三五年を一〇〇とする指数でみると、三九年度の文学は一五六、教員養成は二三二、家政一二七、医歯薬一二八となっている。このほか増えた割合からいえば農学の一五九などもあり、その他、理人(男子一〇、〇〇〇人)、大学で二七、〇〇〇人(同二一、〇〇〇人)、卒業

出も急激である。このように、女子の専門的職業分野として伝統的にうけつがれてきた教員養成や医歯薬などは着実に増えながらそれ程大きな増加をみせていない反面、教養的な文学や芸術を専攻する者がいじりしく増えてきている点が注目される。

ちなみに専攻学科別に、卒業生総数に対する女子の比率を女子の多いものを主としてみると、短大で家政九九・九%、教員養成九九・〇%、文学八九・五%、法政商経二一・五%であり、大学卒で家政九九・六%、芸術五七・三%、教員養成四五・一%、文学四二・六%、医歯薬三一・七%などが多い方である。その他、大学卒のなかで法政商経一六・一%、理学一三・四%などがある。最も女子の割合の低いのは工学の〇・五%である。なお学校の種類別では国立大学を卒業した女子の割合が短大に比べて高く、女子卒業生総数の三四%をしめ、公立六%をあわせて四〇%である。また男子は国立二八%、公立四%、あわせて三二%であるから、女子の方が国立または公立の大学を卒業した者の割合が高いということになる。

二 大学卒の就職状況

昭和三十九年三月卒の就職者数(就職進学者を含む)は女子短大で二二、〇〇〇人(男子一〇、〇〇〇人)、大学で二七、〇〇〇人(同二一、〇〇〇人)、卒業

表 2 大学卒の就職状況

	就職希望率 ¹⁾		就職決定率 ²⁾	
	女子	男子	女子	男子
昭和36.3.31	72.2	86.1	76.0	95.1
37.3.31	76.1	90.7	77.0	95.8
38.3.31	73.8	86.0	81.6	96.6
39.3.31	73.3	83.8	84.5	95.9
40.3.31	62.0	80.9	82.1	96.5

文部省一学校基本調査

- 1) 卒業生数に対する就職希望者の割合
- 2) 就職希望者数に対する就職決定者の割合

者数に対する就職率(注)では短大五九% (男子八二%)、大学七一% (同八八%)と、短大でも過半数が就職している。すなわち大学を卒業した者は就職するといふことが当然であるという考え方が一般的になってきていることが推測される。大学卒の女子についてみると、卒業予定者の七割前後が就職の意志をしめしている。しかし就職が決定する段階になると更に希望者は八〇%くらいに減少し、終

表 3 大学卒の就職者数(就職進学者を含む)

	短期大学		大学	
	女子	男子	女子	男子
1960	10,472	7,444	10,540	89,166
61	12,857	7,696	12,235	92,229
62	14,901	8,056	12,871	98,120
63	17,567	8,978	14,686	104,745
64	22,470	10,427	16,809	111,003
同 指 数				
1960	100	100	100	100
61	123	103	116	103
62	142	108	122	110
63	168	121	138	118
64	215	140	160	125

文部省一学校基本調査

極的には卒業生数の七〇%あまりが就職するということになるのである。その点男子は卒業予定者の八割前後が就職を希望し、希望した者の殆ど全部が就職決定をしている(表2)。つまり、女子は無業者となる者の割合が男子に比べて高く、短大では三割余り、大学でも二割近くが無業化していることが注目される。

就職者数の増加は年を追って急テンポとなり、昭和三五年を一〇〇とする指数で三九年度は短大で二一五(男子一四〇)、大学で一六〇(同一二三)と卒業生数の増加指数を上回っている。従って就業率も年々高まって五年間に短大で九ポイント(男子一・九ポイント)、大学で七ポイント(同二・〇ポイント)の増加となり、男子の増加率も大幅に上回っている(表3)。

女子の就職率は個々の大学によってかなり異なり、傾向的には男女共学の大学より女子大学の方が高いようである。例えば昭和四〇年三月卒の早稲田大学女子学生就職希望登録者のうち、四〇年二月末日における就職内定率は四三%にすぎなかったが、同じ年度における東京女子大学(文理学部)の就職決定率は九八・一%であった。同様のことが日本女子大学についてもいえるようで、四〇年二月における就職決定率は九〇%以上ということである。このことは勿論専攻学科の種類にも関連のあることであって、それぞれの大学で伝統的に実績のある学科を

表 4 女子大学卒業者の学科別就職
状況 (昭和39年3月)

学科別	卒業生数A	就職者数B	B/A
総計	23,667	16,809	71.0
数	9,618	5,809	60.4
文政経	998	591	59.2
学	561	439	78.3
理	137	119	86.9
農	174	139	79.9
医	2,303	1,750	76.0
歯	239	239	100.0
薬	87	84	96.6
看護	1,977	1,666	84.3
学	48	43	89.6
教育	2,353	1,446	61.5
社会	127	125	98.4
経済	5,779	5,322	92.1
学	1,569	1,013	64.6

文部省一学校基本調査一

専攻した者の就職率は概して良好のようである。また就職内定率をうんぬんする場合、後述するように時期によって大きな差異があり、男子の就職が内定する卒業前年には女子の内定率は低いことが普通であるが、卒業期が近づくとつれて高くなり、学科によっては不況期といえども一〇〇%になることも稀ではないようである。その点、男子の就職内定期とあわせて一概に女子の全般的な就職難をうんぬんすることはあたらないだろう。

なお女子の専攻学科別の就職状況をみると、就職率の高いのは専門的技術的学科を専攻した者で、体育の九八・四%を最高として、歯学九六・六% (医学は一〇〇%インデックスとなっている)、教員養成の九二・一%、看護の八九・六%、工学の八六・九%、薬学の八四・三%の順となっている。最も就職率の低いのは法政商経の五九・二%、文学の六〇・四%、家政の六一・五%、芸術の六四・六%など教養的学科を専攻したものである。三%、ついで事務従事者(三二・四%)、無業者となった者の割合が最も高い学科は家政で、卒業生の三三%約三分の一が無業化しており、ついで文学の二六%、法政商経の二三%の順である(表4)。

三九年卒の女子について、就職先を産業別にみると、短大・大学卒ともにサービス業と製造業に集中している。サービス業のなかでは教育関係が最も多く、くに大学卒では就職者の過半数がこの分野についている。三五年以来の傾向として、短大ではサービス業に就く者の割合が減り、大学ではその逆となっている。

また職種別にみると、短大では事務従事者となる者が就職者の約半数(四八・三%)で最も多く、ついで専門的、技術的職業(四一・九%)であるが、その内訳は教員・營養士などが多い。教員のなかでは幼稚園の教員が最も大きな割合をしめいている。

専攻学科別に就職した職業を数でみると、就職者の約半数をしめている家政専攻は半数が、また全体の二五%をしめている文学専攻のものは大部分(七〇・六%)が事務従事者となっている。つまり短大卒の女子は専攻学科の如何を問わずその専門的知識をいかす職業に就く者の割合が比較的少ないということに注目される。これに反して男子の短大卒就職者は専門的技術的職業従事者が最も多く(四二・

三%)、ついで事務従事者(三二・四%)、販売従事者(二〇・七%)の順になっている。専門的、技術的職業従事者の大部分は技術者で、教員となるものはこのカテゴリーの一角に充たず、就職者全体の四% (女子は二六%) にすぎない。

女子大学卒就職者の職業は短大卒に比べるとより専門的になっていて、専門的技術的職業従事者が七二・〇%と大部分をしめるようになり、事務従事者は二二・二%を占めるにすぎない。専門的技術的職業従事者の大部分は教員であり、なかでも高校教員の割合が高い(就職者総数の二〇・一%)。技術者は八二九名(同四・九%)であるが、その大部分は化学技術者である。しかし、機械・電気技術者あわせて一五名という数は、男子の一万二千人に比べると現時点における大学卒の性別による職業の相違をもっとも単的に示しているものといえよう。

女子の専門的技術的職業として伝統のある医師・歯科医師・薬剤師などについてみると、薬剤師を除いて全体の約一割前後をコンスタントにしている。昭和三八年十二月末現在の厚生省調査によると女医は九、九〇〇名で全体の九・二%、女子歯科医師は三、七〇〇人で二・七%、女子薬剤師は二、五〇〇人で二・五%、女子全体の三九・八%をしめている。これを外国の状況と比べてみると、社会主義国と自由主義国とははっきり様相が異なり、ソビエトでは医師の七九

表 5 専門的技術的職業に就いている
婦人の割合

	ポーランド (1958)	ソビエト (1961)	アメリカ (1961)	日本 (1963)
医 師	36.4	79.0	5.0	9.3
歯科医師	77.0	83.0	2.0	10.7
技術者 (工学)	8.0	32.0	—	0.4 ¹⁾

ILO Review Vol. 92 No.1-1965

- 1) 厚生省統計局
- 2) 文部省一学校基本調査

、歯科医師の八三%は女子であるが、アメリカではそれぞれ五%、二%をしめるにすぎない。日本はアメリカよりは割合が高いが、ポーランド、ソビエトなどよりはずっと低いといえる(表5)。

これら大学卒の賃金についてみると、東京都における三九年初任給は、規模三〇人以上事業所平均女子二〇、四〇〇円で、男子は二二、七〇〇円であった。これを規模別にみると女子は五〇〇人以上の大規模で一、九〇〇円、一〇〇〇~四九八人、三〇~九八人ともに二〇、九〇〇円と大規模が中小規模を下回っている。初任給の男女別格差をみると、三九年度の規模平均で女子は男子の八九・九%であった。規模別にみると五〇〇人以上では八五・〇%、一〇〇~四九八人で九三・九%、三〇~九八人で九四・六%と規模が大きくなるにつれて格差が大きくなる(以下30ページ下段*印につづく)。

婦人に関するうごき(一〇月)

【婦人をめぐる社会のうごき】

○「簡易生命保険法に基づいて契約した家族保険の保険金を、内縁の妻にも支払ってほしい」という訴えを審査していた簡易生命保険郵便年金審査会は「契約時から事故発生まで、内縁関係が続いていたと認められた場合は保険金を支払うのが妥当だ」と裁決した。内縁の妻の請求を認めたのはこれが最初のケースで、三四年六月に家族保険が実施されてから、同様の異議申立てが約七〇件あり従来すべて却下されていた。(七日)

○政府は東京・日本武道館で国民参政七五周年・普通選挙四〇周年・婦人参政二〇周年記念式典を開いたが、本式典で参政功労者の顕彰や選挙実施功労者の表彰が行なわれ、婦人では市川房枝氏(参議院議員)・奥むめお氏(主婦連合会会長)・久布白落実氏(日本キリスト教婦人矯風会会頭)が特別顕彰され、藤田たき氏(津田塾大学学長)・高橋千代氏(東京都世田谷区明るく正しい選挙推進協議会委員)・武部りつ氏(東京都豊島区婦人団体協議会会長)が藍綬褒章を受けたほか、村嶋喜代氏(新潟県明るく正しい選挙推進協議会会長)・内野ムメ氏(福岡県明るく正しい選挙推進協議会副会長)が総理大

臣表彰を、久保モト氏(小樽市選挙管理委員会書記)が自治大臣表彰を受けた。(二五日)

○通産省の消費生活改善苦情処理制度が発足した。この制度で消費者からの苦情を受け付ける窓口は①消費生活モニター(全国三〇〇人)②各県通産局商工課③通産省企業局消費経済課の三種となっており、苦情は受け付けてから一か月以内に処理、回答されるほか、回答の結果に不満な場合は再苦情も受け付ける方針である。(二三日)

○農林省は四〇年二月一日現在で行なった一九六五年中間農業センサスの結果を発表。この調査で、農家戸数は昭和三五年以降の五年間に三九万二千戸、年間に約八万戸と大幅に減少して五六万戸となったほか①経営耕地規模一戸あたり一・五ヘクタール以上の農家はふえ、それ以下の農家は減っている②専業農家の割合は全体の二割さがり、逆に第二種兼業農家は四割をこえた③畜産部門は多頭化が進んだ——などの点が目立っている。(二二日)

○警察庁は三九年の犯罪白書を発表。これは三九年中の犯罪を対象としたもので、刑法犯件数はいぜんとして上向きの傾向にあり、内容ではとくに女性の犯罪と交通事故による業務上過失致死傷罪の増加が目立ち、地域的には六大都市への犯罪の集中化が衛星都市へ拡散する傾向に変わってきたことなどが

問題点とされている。なお女性犯罪でふえているのは窃盗・業務上過失致死傷・暴行・恐嚇などで、従来女性固有の犯罪(乳児殺しなど)とされているものは減少した。(二二日)

○文部省は四〇年三月中旬、高校卒業者の進路状況を発表。これによると高校進学率は七〇・六%で男女間の差は二%となったほか、宮城は六一・六%では女子の進学率が男子を上回り、また大学進学率は二五・四%で男女差は一〇%近くとなっている。

就職状況では、中学卒業で農業をする者が年々減少していること、高校卒業者の県外就職がふえたことなどが目立っている。(二三日)

○労働省婦人少年局は労働者家族福祉運動を一日から一〇日間実施。本年は三七年から五か年計画で実施している「勤労者家庭生活生活向上運動」の四年目にあたり「家族の情緒的安定のために、消費生活をとのえる」をテーマに実施された。

○大阪高裁民事九部は交通事故で死んだ五歳の幼女の「三五年間の稼働能力」をみると両親に損害賠償金など一一三万余円を支払うことを加害者に命じた。昨年六月の最高裁判決では幼児など未就労年少者でも将来の収入は算定できるとしているが、本判決では、さらに女子の成人後の労働を賃金換算したものである。(二六日)

○佐藤首相は国民生活審議会に対し、

「社会開発の一環として、消費者保護の基本的方策と、その実施にあたっての国や地方公共団体、生産者、販売者、消費者のはたすべき役割について」諮問した。また、経済企画庁経済研究所長は「二〇年後の豊かな日本への一つのビジョン」を私案として発表したが、その内容は、二〇年後の日本人一人当たりの所得が最近の米国並みの年二〇〇〇ドル以上に達することなどを前提に、人口、食生活、勤労生活、住宅、自動車の普及、国際環境、政府の役割などについて展望したもので、全体を通して物心ともに欧米型に接近するとしており、同審議会が検討している生活向上策の基礎資料として活用されることとなった。(二七日)

○警察庁ではさきにトルコプロ全国いっせい取り締まりを行なった結果、二〇歳未満の女子や一八歳未満の者を使用する風俗営業法違反や児童福祉法違反及び売春防止法違反を検挙したが、現行公衆浴場法では営業取り消しなどの処分もできないため取り締まりの成果があがらないとして、厚生省に同法の改正を要請することを決定した。その内容は、児童福祉法違反などがあつた業者に営業の停止または取り消しができること及び売春などの前科のあるものや、学校付近や住宅地では営業を許可しないことなどである。(二八日)

きこうするに人

○法務省は昭和四〇年版犯罪白書を発表。これは昭和三八、九年の統計資料をもとにわが国の犯罪の動向とその対策を明らかにしたものであるが、このうち少年犯罪については依然として増加していること、低年齢層へ移行していることが目立っているほか、一般に財産犯と粗暴犯が多く、その家庭をみると極貧層・下流層において減少し、中流と上流家庭で増加の傾向をみせている。(二九日)

○鹿児島市で初の「一日経済企画庁」が開かれ、企画庁から藤山長官ら首脳部が出席、地元からは九州各県知事、財界人、家庭婦人ら一六人の発言者を含めて約六〇〇人が参加して、地域開発、農業問題、消費者物価問題、産地振興、後進県の工業開発促進などを中心に質疑応答した。(三〇日)

人に関するき

婦人組等による「き」
○第一三回全国地域婦人団体研究大会が、婦人参政二〇周年記念のついでとして大阪市で開かれた。第一日は全国代表約一五〇名が○青少年の健全育成○家庭経済の確立○家族の健康増進○婦人参政の諸問題の四分科会に分かれて研究協議し、第二日は地元代表を加えた約一、六〇〇人が「婦人参政二〇年を迎えて私たちの一票はいかにしてきたか」のテーマで全体討議を行なったあと○映倫の強化と地域婦人代表の参加○児童保育施設ならびに勤労

青少年施設の拡充○消費者行政の確立○成人男女の健康診断の制度化○議員ならびに各種行政ポストへの婦人の進出など七項目を決議した。(九月三日、一〇月一日)

○主婦連合では諸物価値上げ反対の要望運動を展開することとし、七日、朝日・読売・毎日各新聞社を訪れ一〇月からの新聞購読料値上げに抗議するとともに、販売費用の合理化や朝夕刊別の購読契約の実施などを申し入れた。また公正取引委員会北島委員長に対し、この値上げは独禁法違反ではないかと調査を依頼した。一日には藤山経済企画庁長に面会して減税と物価安定の要望をおこなったほか、瀬戸山建設相に対し住宅策について○新築の家に対する免税幅の考慮○公営と民間の家賃の格差解消○公営住宅の間数増○建設労働者の賃金の適正な算定など六項目を要望した。

○日本公園緑地協会主催の第一回都市公園整備促進全国婦人大会が東京尾崎記念館で開催され、各婦人団体と全国主要都市の婦人代表約三〇〇名が参加して講演と討議が行なわれたあと、都市公園の整備に関する長期計画を早急に確立することなど四項目の決議をおこなった。(二六日)

○創立六〇周年をむかえた東京YWCAでは一〇月一七日から一週間、記念講演など多彩な記念行事を行なった。

○選挙法改正運動協議会(全地婦連、主婦連、婦人有権者同盟など八団体加盟)は、一三日選挙制度審議会に対し、高級公務員の立候補制限など五点について早急に審議し、次期国会で法改正を図るべく答申するよう申し入れた。

また、二一日小林章参議院議員が起訴猶予と決定したことに対し、同議員の辞職要求と、高級公務員の立候補制限の法改正についての声明を出した。

○国民生活を守る大集会中央実行委員会(総評・社会党・日本婦人会議・婦人民主クラブなどで結成)主催の公共料金・物価値上げ反対抗議集会在首相官邸前で開かれ、東京はじめ関東各地の婦人約三〇〇〇名がエプロン姿で参加して、デモ行進や、代表による首相官邸、関係各省及び各新聞社への抗議を行なった。(二〇日)

○第九回全国漁協婦人部大会が東京、日本青年会で開催された。講演や実績発表のあと○漁業の将来と漁協婦人部の役わり○漁家の生活改善○老後の生活○漁村を明るく住みよくするために四分科会に分かれ研究討議が行なわれたほか、大会決議として○進んで漁協組合の健全な発展に寄与する○漁村の開発施設の充実要望○漁村青少年の育成につとめる○家計簿記帳に努力することを決めた。(二七、八日)

加)は参加団体がとぞって十月からの新聞代値上げ反対運動にとり組むことを決定、戸毎に値上げ反対のステッカーを貼り、値上げ分は支払わないことを決めた。(二六日)

【その他】
○立教大学教授久保田キヌ氏は第二〇回国連総会に政府代表代理として出席するため出発。なお久保田氏は第三委員会(社会・人道・文化)に出席する。(三日)

○四〇年度文化勲章受賞者が決まった。このうち婦人では作家野上弥生子氏が女性として三人目の文化功労者となった。(二九日)

頌 春 一九六六年 一月

本年もまた、皆さまがたのご支援により、皆さまがたのご活動に役立つような内容を盛り込みたいと願っております。

「婦人・青少年」編集委員

婦人少年局庶務課 河村 スミ子
婦人労働課 岡田 重子
年少労働課 鈴木 栄子
婦人 課 久保田 真苗
東京婦人少年局長 石井 雪枝
婦人少年協会 熱田 優子

資料ダイジェスト

女子労働者の現状とその問題点

(第二報)

毛織物中小企業的女子労働者

(労働科学・第41巻・第10号)

昨年の本誌11号に第一報のなかから、毛織物女子労働者の性格・募集・労働条件等について要約を掲載したが、今回は第二報「毛織物女子労働者の生活と意識」についての報告を要約し、本稿についての紹介を終ることとする。

◎女子労働者の生活

A 生活上の支出

出身階層としては、貧農・農村労働者といった生活水準の低い家庭から働きに出てくる者が多い若年女子労働者が、月賃金九千円～一万二千円台(八割強)がこの階級に集中)の中でどのように生活しているかを、間食・買い食い・外食代・化粧品代・本・雑誌代・映画代・学校教育費・送金・貯金などの生活上の支出について述べている。

○一番多い間食・買い食い・外食代
生活費の中で、送金・貯金を別にしてみると、間食・買い食い・外食代が一番高く、一〇〇〇円台43%、三〇〇円以下は5%にすぎず、五〇〇円以上が85%を占めている。しかも賃金が低い者も高い者も一〇〇〇円台が最も多く、また年齢別にみても大差がない。経営者は間食・買い食いが好きで困るというが、寄宿舎

の食事が「まずい」と答えている者が40%もいること、食費が会社の補助金も含めて三〇〇〇円またはそれ以下の企業が殆どであるということとの関連をぬきにしては考えられない問題である。

○若年者の半数は化粧品代ゼロ

化粧品代は五〇〇円～九九九円台が42%で最も多く、ついで一〇〇〇円台23%となっている。しかし〇円としたものを年齢別にみると15～17歳50%、18～20歳3%、21歳以上2%で、年齢・賃金上昇とともに金額の上昇が目立っている。

○本・雑誌代ゼロが四割

雑誌代を〇円としたものを年齢別にみると、15～17歳55%、18～20歳34%、21歳以上24%と、若年層ほど〇円のもの比率が高い。賃金・年齢とも上昇するに従って支出金額は増大するがその幅はせまく、五〇〇円以上は約一割にすぎない。

○映画代は平均支出額二八〇円

映画は女子労働者に親しまれており、一〇〇円～三〇〇円未満42%、三〇〇円～五〇〇円未満26%、五〇〇円～一〇〇〇円未満17%、一〇〇〇円以上3%となっている。映画をみる回数は月別一～二回が70～80%を占めている。

○収入に比べて高い貯金率

調査対象者の税込平均賃金は約一〇、三〇〇円であるが、一人当たり平均貯金額は二、三五五円であり、税込賃金の二割以上を貯金していることになる。全く貯金していないものは6%、二〇〇〇円

以上は70%余となっている。婦人少年局の女子事務職員の調査によると貯金をしていないものは約16%となっているので、生活水準の低い地帯から出てきている毛織物女子労働者の方が貯金をするものの比率は高い。しかし五〇〇〇円以上

しているものは毛織物の場合6%、女子事務職員は17%余と、女子の事務職員の比率が高い。貯金の目的は「結婚費用」が最も多く45%、「不時にそなえるため」29%、「むだ使いしないため」12%など長期的色彩が強い。また賃金・年齢の上昇に従い貯金額も高くなっている。

○減少傾向にある送金額

戦前から繊維女子の郷里への送金は欠くべからざるものであったが、戦後もその額は大きく一九五一年の婦人少年局の綿紡績女子労働者の送金状況でも定期、不特定の送金を含めて90%のものが送金をしているが、今回の調査では30%となっており、送金しないものは53%にのぼっている。しかも一〇〇〇円台が最も多く平均で一八八七円となっている。送金の目的は「家計補助」57%、「うちで貯金」20%、「その他」23%で、自分で貯金しているものが90%もいるのに対し、家で貯金してもらう者はごく僅かであることを見ると、女子労働者の生活意識―独立化―を反映しているものとみられる。

◎女子労働者の意識

労働条件の改善問題、自己の人生行路に対し、どんな考えを抱き、どう対応し

てゆこうと考えているか、意識面を中心に調査したものである。

○勤めの継続希望は少ない

現在の会社にこだわらず仕事をいつまでも続けたいか」の問いに対し、「できるだけ早くやめて家庭に入りたい」「結婚するまで働きたい」が74%と高い比率に達し、B.G.に対するアンケート調査の「結婚したらやめる」の21%と比べ格段の開きがある。しかも年齢別にみると年齢が高くなるにつれて長く働きたいと答えるものが多くなっている。B.G.より労働者意識が弱いといえるかもしれないが、毛織物女子労働者の現在の労働条件では、子供がうまれてからも勤めることはまず不可能であるという意識が大きく反映しているものと考えられる。

○「女子の賃金は不当に低い」74%

労働組合のある企業にいる女子労働者は76%のものが組合は「役に立っている」と答え、「役に立っていない」は3%にとすぎないが、組合のない企業的女子労働者は組合を「作ったらよい」と答えるものの42%、「作らない方がよい」2%、「わからない」35%、未記入21%となっている。また労働組合は役に立っているかと答えているものが71%いるところの女子労働者で、組合の役員になってよいと思うかの問いに対し、「積極的にやる」「選挙されればやる」をあわせて僅かに23%と積極性に乏しいのが目立つ。しかし同じ企業で「女子の賃金は男子にくれべて

婦人労働関係資料の紹介

定期関係物（昭和40年10月受入—つづき）

資 料 名	月号別	発 行 所	主 要 目 次
海外労働経済月報	6号	労働省統計調査部	○アメリカにおける早期退職制度の最近の傾向
“	7号	“	○イギリス・学卒者の就業状況
国際交流	No. 48	日本労働協会	○婦人の深夜労働は果して有害か？ ——英国交通運輸労働機関の論説より——
企業通信	No. 95	企業通信社	○モデル賃金・退職金の実態（全金同盟さん下各社）

（昭和40年11月受入）

職業安定広報	No. 32	労働省職業安定局	○雇用に関する基本的施策の方向——雇用対策法案(仮称)——
繊維労働	No. 138	全織同盟	○一時休暇制をめぐる問題点
ひろば	No. 339	銀行労働研究所	○ママは安心して仕事に——羨しい「わらび座」の完全保育——
日本労働協会雑誌	11月号	日本労働協会	○定年制の現状と諸問題
アメリカの労働問題	11月号	米国大使館	○雇用におよぼす技術革新の影響の緩和 ——アメリカにおけるその実態の概要——（その1）
時の法令	No. 550	法令普及会	○母子保健法
労務事情 NEWS	No. 49	産業労働調査所	○中小企業における大学卒業生採用状況 ——全国中小企業団体中央会——
“	No. 50	“	○座談会・女子学生の就職問題を考える ——学生・卒業生・使用者・労働省四者の立場から——
労政時報	第1812号	労務行政研究	○レイ・オフ制度をめぐる労使間の論議
“	第1824号	“	○40年度のモデル賃金と実際に払っている賃金 ——業種別・規模別・学歴・年齢別・職種別調査——
労働基準	10月	日本労務研究会	○具体化した雇用促進法案の大綱とその背景——労働力の激減 に対処する各種施策と求人、解雇への措置——
労働と経営	11月号	日本労働協会	○業種別規模別にみた現物給与の会社別実態——287社の給食 および被服等支給状況と従業員負担額——
労働法令通信	No. 27	労働法令協会	○都道府県産業及性別常用労働者、1人平均月間給与額
労働問題	12月号	日本評論新社	○モデル賃金上昇率——低学歴高く、高年齢で低い——
労働時報	11月号	労働省	○雇用調整制度の問題点と諸外国の実情——日本的レイ・オフ 制度はどうあるべきか——
法律時報	11月号	日本評論社	○不況化における機械工業各社の労務対策 ○39年の労働者異動状況（初の労働力流動調査）
			○雇用調整をめぐる労使の攻防 ——巧妙化した資本と受け太刀の労組——
			○企業福祉施設と福利厚生費の現況
			○現代家族法の理論と現実

不当に低い」とするものが74%もいることは注目される。

○多い転職希望者

「他の会社に移りたい」とするものは40%という高い割合を示している。転職理由から推測すると毛織もしくは繊維関係以外の仕事を希望しているものが多いが、女子労働者が現在の会社をやめて働く場合、郷里に帰って再就職したり、第三次産業に就職するものをのぞいては、女子労働者の希望に反して再び毛織または繊維関係に就職するものかなり存在すると推測されている。

（労働科学研究所発行 二六〇円）

※(35ページつづき)

っている。同年の新規学卒初任給の男女格差では中卒が男子の九五・七%、高校卒が九二・三%であったのであるから、大学卒の男女の格差の方がはるかに大きい。三八年まで行なわれていた労働省調査による全国三〇人以上事業所における大学卒初任給の男女格差は傾向的に年を追ってひろがっており、三五年では男子の九六・六%であったのが三八には九一・一%となっている。このように男女格差がひろいてきた理由の一つは、専門的・技術的職業を除いて女子は一般に男子の大学卒と異なつた職種に就く傾向があり、賃金も低く格付けされがちということにあると考えられる。(以下次号)

新刊紹介

昭和四十年は戦後二十年ということと一応の締めくくりという意味から、婦人問題についても、いろいろの文献が出版されたが、昨春秋、寄贈を受けたこの三冊も、おそろしくそういう意味が含まれているものと思う。一冊は、戦後の婦人を労働問題の角度から検討したものであり、他の二冊は、家族・家庭の問題を検討したものである。

現代の婦人問題

一番ヶ瀬康子著

著者は日本女子大の社会事業専攻で現在同校の助教授であり、たくさんさんの社会福祉に関する著書があり、婦人の労働問題についても深い関心をもたれていることは知られていることである。この本は著者のそのような経歴からもうなづかれるように、まず、「女の一生」が戦後、新憲法のもとでどのように変化してきたかを、統計によって客観的につかむことから始め、「女の一生」のかなしさ——婦人問題はまた過去のものではないという前提に立ち、そのキーポイントとなる婦人の労働問題を展望し、法のもとでは男女平等であっても現状はそうならない点を明らかにして、次の章で、婦人の労働を可能にするための、婦人の生活面における問題を社会福祉の面から分析

し、最後にそれらの問題にとりくむ婦人自身の主体性について、貴重な示唆を与えている。全体を通じて言えることは、著者自身婦人として、婦人の現状について、非常に鋭い批判の目を向けていることである。本書は、戦後とか表面的に甘やかされがちであった婦人に覚醒の機会を与え、次の時代に前進するための目標を明らかにしてくれるものとして、とくに働く婦人におすすめるべきである。

○主要目次

- I 社会統計でみる「女の一生」
 - II 婦人労働の諸問題
 - III 婦人と社会保障・社会福祉
 - IV 婦人の主体性論
- ミネルヴァ書房発行 新書判二〇〇頁
定価 三五〇円

現代日本の家族と家庭

山手茂・山手秀子共著

著者山手茂氏は社会学専攻で広島大学助教授、秀子氏は家政学専攻で広島女子学院講師という、いわばおしどり学者夫妻である。「まえがき」の著者の言葉によれば、「現代日本の家族と家庭を客観的に認識し、家族・家庭についての伝統的観念を否定して、民主的で豊かなよりよい家族と家庭を創造するための基礎的理論を明らかにしようとする一つの試み」として書かれたものである。また、「あとがき」によれば著者である二

人の十二年の結婚生活の中で実際に経験した共働きや育児などの問題をとおして、従来のこれらの問題についての文献が、あまりにも時代おくれ、かつ陳腐な理論の多いことを痛感して、自分たちの体験を基礎にして新しい家族・家庭の創造に役立つ理論を構成したいと思いついた、とのことである。

本書は、この問題について研究する態度や方法についての基礎的知識を理論的に与えるとともに、問題をかなり具体的ににとらえて考察している面もあるので、研究者にとっても、実際に家庭を運営する者にとっても、参考になるであろう。

○主要目次

- 第一章 家族・家庭の問題状況とその研究法
 - 第二章 家族・家庭の基礎理論
 - 第三章 家庭経営の原理と方法
 - 第四章 家族福祉の原理と方法
- 高文堂出版社発行 A五判 二二三頁
定価 七八〇円

家庭はどう変わる

現代生活の中の「家庭学」提唱

生活科学調査会編

本書の編者代表の重松敏二氏が編さんの意図について巻末に述べているところを要約すると、第一に、戦後の社会の姿のなかで「家庭も変わった」といわれているが、どのように変わったのか、変

わりつつあるのかを、具体的に本質的につかまないと、変わるべくして変わっている当然の事実認識があまりにならないうまうこと、第二に、社会の進歩や文化的遺産の伝承という点からみて、社会変化のなかで、家庭において取捨すべきものの識別が混乱しているから、それを明確にして、大きく変えるべき家庭思想や技術の発見の糸口にしたいこと、第三に、そういう新しい科学の誕生が期待されているにもかかわらず、従来の家政学は現在の家庭の諸問題に立ちむかう理論的、実践的な力になりきっていないから、その原因を追究し、独自の科学の領域を想定する必要がある、と、「家庭学」という用語を提唱する、ということである。

本書は「一番ヶ瀬康子研究所」の強力なメンバーによって共同執筆されたものであり、Vについては、五人の筆者が個別に執筆し、また、Ⅳの項は座談会形式（重松氏司会）になっており、豊富な資料など、家庭婦人の学習のテキストとして用いたら効果的ではないかと思う。

○主要目次

- I 社会の変化、家庭の混沌、II ビッグ・ビジネスの支配、III 都市の生活
 - IV 農村の家庭、V 諸外国家庭福祉の現状、VI 家庭防衛と家庭対策、VII 日本家庭学の創造、VIII 資料
- 生活科学調査会発行 A五判 二七〇頁
定価 六五〇円

女子の就業者数と完全失業者数

(1965年8月)

一人一か月平均現金給与総額
(1965年8月)

産業	女子	男子	男女計の割合	女子の割合	女子の前の月と比較
就業者	19,300	2,900	40.0		+ 32
自営業者	275	724	27.6		+ 21
家族従業者	776	261	74.8		- 8
雇用者	879	1,912	31.5	100.0	+ 19
農林業	15	26	36.6	1.7	+ 1
漁業、水産養殖業	2	19	9.1	0.2	0
鉱業	3	31	8.8	0.3	+ 1
建設業	35	208	14.4	4.0	+ 1
製造業	319	686	31.7	36.3	+ 6
卸小売、金融保険、不動産業	240	335	41.7	27.3	+ 2
運輸通信、電気、ガス、水道業	38	247	13.3	4.3	+ 1
サービス業	202	232	46.5	23.0	+ 10
公務	25	127	16.4	2.8	+ 1
完全失業者	20	17	54.1		+ 1

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	20,657	41,867	49.3
鉱業	21,935	60,445	36.3
建設業	18,469	39,790	46.4
製造業	18,996	40,506	46.9
卸小売業	21,568	42,315	51.0
金融保険業	26,343	52,269	50.4
不動産業	20,915	46,547	44.9
運輸業	25,999	41,780	62.2
電気、ガス、水道業	27,322	47,546	57.5

「注」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

—総理府統計局労働力調査—

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○婦人少年問題審議会婦人労働部会開催

昭和四十年十一月十七日、局長室において第三回婦人労働部会を、同じく十二月七日第四回婦人労働部会を開催した。

○第十八回婦人週間に關する有識者懇談会開催

十二月十四日、婦人少年局長室において、第十八回婦人週間に關する標記懇談会を開催した。

二こらんになりましたか二

(婦人課関係)

○勤労者家庭の消費生活水準に關する意識調査—昭和39年調査結果報告書—

◇新年にあたって編集室より◇

「婦人と年少者」もいよいよ第十四年目を迎えることになりました。ふりかえってみますと、この雑誌が生まれたのは二代目の藤田局長の時代でした。

間もなく谷野局長の代にかわり、十年がまたたくうちに過ぎました。そして昨年九月、婦人少年局は四代目の高橋局長を迎えました。「婦人と年少者」は新局長とともに、また長い歩みを続けることでしょう。このような地味な雑誌がこれだけ続くということは、局職員を始め、各地の婦人少年室職員並びに協力員、そして全国の会員の方々の厚いご協力・ご支援によるものです。年頭にあたり、お礼申しあげる次第でございます。(熱田)

原稿募集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して編集したいと思ひます。各地の婦人少年室を始め、婦人と年少者に關係ある諸機関の活動状況や実情についてのレポートをお待ちしています。

一、内容

○婦人少年室その他の関係機関の活動

○婦人少年室協働員のレポート

○年少労働者福祉員のレポート

○地方で起った婦人と年少者に關する諸問題(いずれもなるべく具体的に)

一、分量 四百字詰五枚以内

(但しまとまった研究物はこの限りではありません)

一、必ず原稿用紙を用いること

一、締切 毎月五日

一、掲載の分には薄謝を呈します

一、送り先 本会編集部

本号四十二ページ(口絵写真とも)

昭和四十一年一月一日印刷
昭和四十一年一月五日発行

婦人と年少者

第十四巻第一号
通巻百四十一号

定価 七十五円 千六円

編集人 久米愛

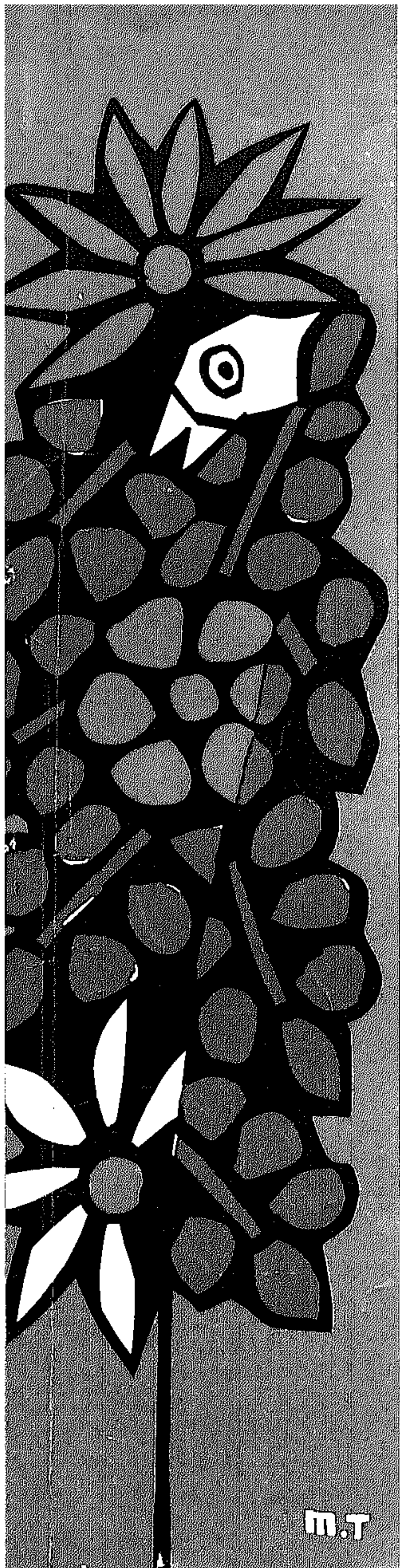
発行人 平林たい子

印刷人 網野栄

東京都千代田区神田一ツ橋二ノ一
(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

電話九段(26)九五九七
振替口座東京一〇七九一四



昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和四十一年一月五日
発行 (毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第十四巻 第一号)

定価七十五円 (送料六円)

- ◆1966年をむかえて〈高橋展子〉
- ◆農村の出稼問題と婦人〈特集〉
—労働省の対策、論文・資料等—
- ◆女子大学卒業者の就職状況〈資料〉

婦 人 少 年 協 会